

令和6年12月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

令和6年12月6日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 岩瀬 洋 男 君	12番 松崎 栄 二 君
13番 岩瀬 義 信 君	14番 佐藤 啓 史 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
副 市 長 加 藤 正 倫 君	教 育 長 岩 瀬 好 央 君
政 策 統 括 監 青 山 大 輔 君	総 務 課 長 屋 代 浩 君
企 画 課 長 事 務 取 扱	情 報 政 策 課 長 高 橋 吉 造 君
財 政 課 長 軽 込 一 浩 君	税 務 課 長 大 野 弥 君
消 防 防 災 課 長 鈴 木 和 幸 君	高 齢 者 支 援 課 長 篠 宮 寛 敬 君
市 民 課 長 渡 邊 弘 則 君	生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君
福 祉 課 長 水 野 伸 明 君	農 林 水 産 課 長 君 塚 恒 寿 君
都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君	会 計 課 長 吉 田 智 絵 君
観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由美子 君	生 涯 学 習 課 長 大 森 基 彦 君
学 校 教 育 課 長 紫 関 左 恭 君	
水 道 課 長 窪 田 正 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 平 松 等 君	議 会 係 長 小 高 茂 君
-----------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程 第4号

第1 議案上程・質疑・委員会委託

議案第62号 勝浦市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 勝浦市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第65号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第66号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第67号 勝浦市水道事業条例を廃止する等の条例の制定について
議案第68号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
議案第69号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算
議案第70号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
議案第71号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第72号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
議案第73号 指定管理者の指定について
議案第74号 動産の買入れについて
議案第75号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
議案第76号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
議案第77号 南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 第2 請願の委員会付託
請願第3号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を求める請願書
- 第3 陳情の委員会付託
陳情第1号 「市営駐車場有料化条例の白紙撤回」に関する陳情
陳情第2号 「議会改革の推進」に関する陳情
陳情第3号 「議会報告、意見交換会の定期実施についての提案」に関する陳情
陳情第4号 勝浦市市営駐車場設置管理条例改廃を求める陳情

第4 休会の件

開 議

令和6年12月6日（金） 午前10時開議

○議長（佐藤啓史君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

○議長（佐藤啓史君） 岩瀬清議員より発言取消しの申出がありましたので、会議規則第65条の規定により許可したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、岩瀬清議員の発言を許可します。

岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） 議長からの発言の許可がありましたので、昨日の一般質問の中で、――

――とした発言及び――と発言したことについて取消しをさせていただきます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） そのように会議録を訂正したいと思いますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認め、会議録を訂正いたします。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（佐藤啓史君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第62号 勝浦市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第63号 勝浦市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第65号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第66号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第67号 勝浦市水道事業条例を廃止する等の条例の制定について、議案第68号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、以上7件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

これより質疑に入ります。

発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者ともに発言は簡潔・明瞭をお願いいたします。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、答弁を含め30分以内といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私のほうから議案第62号から67号までを質問させていただきます。

初めに62号 勝浦市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、実は市長の選挙の討議資料がここにありますが、討議資料には、確かに子どもの誕生から中学校までの行政一本化による子育て支援課を創設しますと書いてあります。この表れが、こども未来応援課と思いますが、所掌事務については、福祉課所管であった子ども・子育てに関するのみであります。誕生から中学校までの行政一本化による子育て支援であれば、教育委

員会事務局組織規則で規定してあります、学齡児童生徒の就学及び管理に関することや小中学校、幼稚園等の管理運営に関すること、また生涯学習のほうでは、青少年問題協議会に関することなどを総称しました所掌事務を規定すべきと私は考えますが、このこども未来応援課の内容について伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。御指摘のとおり、教育委員会事務組織規則の内容については規定をしておりません。就任当初は、いわゆる小1ギャップ、中1ギャップの解消を課題としていたため、選挙公約において、子育て一本化を図ることを目指し、（仮称）こども未来課を創設することとして、この内容も含んでおりました。

それから2年の間、情報を把握し、現在のハード、ソフト面の課題を検討した結果、現在においては、子ども・子育てに関することとし、教育委員会や庁内各課、さらには関連組織や外部団体との連携を図り、大きな課題である少子化に対応する部署としての設定を目指し、今回の内容となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。当初とはちょっと違って来たということは認識しています。

それでですけども、私も一般質問のほうでさせていただきました、経常収支比率というのを一般質問させていただきました。その中で勝浦市は99.8%ということで、本市においては、やっぱり人件費とかは大きな問題であると考えています。

このこども未来応援課の配置職員における人数及び市全体における職員数の増減、これが影響するのかどうかということをお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。こども未来応援課の職員数ということでございますが、現時点では、現状の福祉課子育て支援係を中心に検討しているところでございます。現状の子育て支援係の正規職員数、申し上げますと、係長職1名、係員2名、保育士1名、社会福祉士2名、保健師2名、助産師1名、これに新たな課長1名を加え、10名体制を考えているところでございます。

最終的には、新たな組織における来年度以降の事務等を勘案しまして、4月1日の人事までに最終的な職員数を確定させたいと考えております。

また、経常収支比率悪化していることを踏まえまして、今回、新たな課の設置に伴う職員の採用については、現時点では考えておりません。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） じゃあ、全体的な、この課の増に伴います職員、これに関わる増というのは今のところ考えていないというような解釈でよろしいでしょうか。分かりました。

あと、こども未来応援課の配置場所、これはどういうふうになるか、伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。事務室につきましては、現在、庁舎1階の福祉課子育て支援係のスペースを予定しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、議案第63号 勝浦市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてということですが、この中では、市の附属機関であります消防委員会に関する規定の整備をするためという市長説明がございました。この内容につきまして、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。勝浦市消防委員会は、勝浦市附属機関設置条例第1条別表第1に掲げる附属機関であります。別表第1の担任する事務において、本委員会は、勝浦市消防団に関する重要事項について調査、審議し、市長に答申し、または建議する。また消防団員の服務、待遇及び消防施設の改善その他消防に関して市議会に建議すると規定されております。別表第1に掲げる9つの附属機関のうち、担任する事務において市議会に建議することを規定しているのは消防委員会のみであります。

本委員会は、別表第1に掲げる他の附属機関と同様に、執行機関の附属機関であることから、消防団員の服務、待遇及び消防施設の改善その他消防に関しては、市議会に建議するのではなく、執行機関の長である市長に対し建議等をするものであります。このため、勝浦市附属機関設置条例第1条別表第1の担任する事務について、勝浦市消防団に関する重要事項及び消防団員の服務、待遇及び消防施設の改善その他消防に関し、調査、審議し、市長に答申し、または建議するというように改正しようとするものであります。

なお、10月29日に開催した消防委員会において、本件について審議いただきまして、御承認をいただいております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 内容は分かりました。

1つ聞きたいところがありまして、この改正等につきまして、千葉県下の中で消防委員会というのは、多分みんな、つくってあると思います。そういうことで状況が分かれば、お知らせ願いたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。郡内及び南房総地域においては、同じように消防委員会、市長に対して答申、諮問、建議という形で規定されております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。

じゃあ、続きまして、議案第64号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてということをお願いします。この中で督促手数料は、令和5年度決算における手数料は市税で59万5,000円、国保で24万800円、後期高齢者医療で4万6,700円、介護保険で5万3,000円、合計しますと93万5,500円、これが収入としてなっています。

説明の中では令和5年4月から地方税共通納税システムを利用したことによる督促手数料が弊害というふうな形で考えますが、システム導入によりますメリット及び事務効率化による経費節減額がもし分かれば、よろしく願います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。共通納税システム、令和5年4月から改正されておるんですけども、このメリットにつきましては、納税者の納付方法が拡充されたことでございます。

具体的に3点挙げられまして、1点目としてパソコンやスマートフォンから地方税共同機構が提供するサイト、地方税お支払いサイトと言われておりますが、これを利用した納付が可能になったこと、2点目としてはスマートフォン決済アプリでの納付が可能になったこと、そして3点目として、地方税統一QRコードを使用した納付に対応できる金融機関であれば全国どこでも納付が可能になったことでございます。

また、本市など地方公共団体のメリットとしては、市税の納付状況がe L T A Xを通じて電子データで届くため、収納消し込み作業に要する時間が短縮されております。

次に、事務効率化に伴う経費節減額についてでございますが、金額をお示しするのは難しいのですが、督促状発送の都度、納税者からの問合せ対応に要している時間を縮減させ、滞納者等への徴収事務に充てることにより、徴収率の向上が図られると考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。全国共通のシステムを使うというようなところで、合理的になったということは分かります。

実際に督促は今、はがきでやっているということで、今度85円、そういうもので、その手続はしなくちゃいけないと思いますけども、督促につきましては、差押え等において、必須の行為と考えます。今後の督促の手続等について何か変更されるのかどうか、督促の方法についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。督促手続についてでございますが、督促方法など督促手続に関して、手数料廃止以外の変更点はございません。議員がおっしゃるとおり、督促は差押えの要件でございます。今後も督促は、地方税法や地方自治法に基づいて実施することになります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

続きまして、第65号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、お願いします。9月議会で統合関係について一般質問させていただきましたが、統合に伴う現在進めている事項についてお伺いするとともに、12月補正には統合に伴う予算計上はされていないと思いますが、その理由についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。紫関学校教育課長。

○学校教育課長（紫関左恭君） お答えいたします。統合に関しましては、去る9月24日に、各小学校の校長、教頭、教務主任、事務職員、それとPTA代表2名を集めて、今後協議していく内容やスケジュールについて確認をいたしました。現在、各学校において交流事業を行い始めており、さらに備品等の確認等も進めているところでございます。

また、通学方法等につきましては、現在こちらで検討している内容を保護者に伝え、意見を求める機会をつくっているところでございます。今議会で条例案の議決をいただきましたら、さらにこちらのほうも進めていきたいというふうに考えております。

統合の予算につきましては、現計の教育委員会事務局経費や小学校管理運営経費を精査し活用していくとともに、今後、必要に応じて補正予算、当初予算に要求していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

○4番（長田 悟君） 9月の一般質問の中では、放課後ルーム等につきましても、どういうふうな形なのかと聞いていましたので、福祉課長のほうからお願いしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。放課後ルームにつきまして、アンケートを現在通っている保護者の方、また今後放課後ルームを利用するであろう保育園、こども園にいる保護者の方に対してアンケートを取りまして、その結果が出ております。その結果をもって、これから、今月になりますが、保護者の方と話をして、放課後ルームの設置場所について確定したいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。そうですね。やはり、この条例が通らないとスタートできないよというような水面下の手続上はいいかなどは思っています。しかしながら、これから、それ今回この議決したとしたならば、これは勝浦市の中で大きな事業になってきます。これやっぱり成功させるということで、これについての予算等につきましては、やはり十分な予算の配置をして、やはり市民が納得できるような統合を、放課後ルームもしっかり、スクール通学手当もしっかり、そのような形で進めていただきたいと思います。

続きまして、議案第66号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。道路法施行令及び県使用料及び手数料条例の一部改正がされたことに伴う改正というような説明が、市長の説明がございました。この条例の改正によりまして、やはり勝浦市の収入は変わってくるんだろうなというようなところがありまして、今考えられます、この占用料徴収条例の改正によりましての増額する使用料の額について伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。本条例の一部改正による占用料の増減でございますが、令和5年度決算額との比較で御説明いたします。令和5年度の道路占用料の決算額は1,474万4,321円でございます。改正後の占用料に令和5年度の決算ベースの占有物件の数を乗じますと1,726万801円となります。251万6,480円の増額と見込んでおります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

それでは続きまして、最後なんですけども、議案第67号 勝浦市水道事業条例を廃止する等の条例の制定についてということでございます。これにつきましては、令和7年4月1日から水道事業統合・広域化に伴う廃止、改正等の条例ということで認識しています。

水道課統合に伴います職員の処遇について、広域化に伴う職員数、職員の身分、福利厚生について、元市町の職員との交流というか、派遣とかというようなところの交流、当該職員の状況について伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。まず初めに広域化に伴う職員数、職員の身分等についてでございます。水道事業の統合に当たりまして、広域市町村圏事務組合の職員は、まず各市町からの身分移行職員、それから広域市町村圏事務組合の新規採用及び内部異動の職員を充て、なお不足する人員につきましては各市町の職員の派遣を要望する、こういった内容になっ

ております。このため、勝浦市のほうにおきましては、関係職員に共済への継続加入、それから退職手当の勤続年数の通算、それから給与等において不利益にならない等の条件を説明して、本人の意思確認をした上で身分移行をしていただくこととなります。また、派遣職員におきましては、本市の身分を有したまま派遣することとなります。

なお、人数につきましては、広域市町村圏事務組合と最終的な調整が済んでおりませんので、申し訳ありませんが、答弁のほうは控えさせていただきます。

次に、職員の交流、職員の派遣期間ということでお答えさせていただきます。将来的には広域市町村圏事務組合の水道事業に係る職員につきましては、同組合が採用する職員で賄うこととなります。このため、今回の派遣は限定的なものであると考えております。

以上のことから、派遣期間につきましては、今後、広域市町村圏事務組合による職員採用の進捗等を考慮しながら検討してまいりたいと考えます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。広域市町村圏に職員、統合というか、なる場合に、前に消防職員も、夷隅郡市広域市町村圏事務組合というような形で、前も市の職員が向こうの職員になったということがあって、そのときにも身分も、現在、今話されたような形で行ったというふうに私も記憶しております。職員に不利益にならないような仕方だと認識していますので、よろしくをお願いします。

そこで広域に伴う、そうしますと今度、今ある水道課の事務室、これについてはどういうふうな形になっていくのか、また水道の問合せとか、そういうところについてはどうなってくるのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。広域市町村圏事務組合における協議におきまして、事業統合の後、各市町にはサービス拠点を設ける計画があると伺っております。

また、市民の皆さんからも本市における水道事業の事務室というイメージが定着していると考えますので、今後、庁舎分館の正式な利用申請があれば、広域市町村圏事務組合のサービス拠点として使用してもらう方向で考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

次に、戸坂健一議員。

○10番（戸坂健一君） 私からは、議案第62号と議案第73号と議案第74号についてお伺いします。

まず1つ目でありますけれども、議案第62号 勝浦市組織条例の一部を改正する条例の制定についてであります。前段者のほうから詳細な質問がありまして、また、それに対してお答えをいただいたところでありますが、まず2項目ありまして、1項目めなんですけれども、改編前の子育て支援係の業務と子育て支援課、子ども・子育て支援課の担当業務の違いについて御説明をいただきたいというところでありますが、これについては御説明いただきましたので、質問としましては、先ほど職員数の増減についてお答えをいただきました。

これについては、新たな課長1名で、新たな職員の増は考えていないということでありましたけれども、先般の一般質問に対する御答弁の中で、職員数については人件費の抑制をすることが重要で、職員数の縮減をしていくというお話もあったかと思います。

今、課長を1人増やすということは、もちろん市長の思いとして大事なことだとは思って

すけれども、それよりも現場で必要とされている職員を増やすほうが子育て支援につながるのではないかというふうにも思うんですが、これについてのお考えをいただきたいと思います。

また、新たに課を設置することの具体的なメリットについても伺いたいと思います。お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。職員の数についてでございますが、あくまで現時点では課長職を含めた10名で検討しているところでございます。また、先ほど長田議員の質問にも答弁させていただきましたが、今後検討する事務事業等を踏まえまして、人数については再考していきたいと考えております。

また、2点目の新たな課を設置するメリットについてでございます。まず、市民目線で考えますと、新たな課名によりまして、市民にも分かりやすい組織になるのかなと考えております。また、職員の立場で申し上げますと、特に課長職において、従来、社会福祉係、障害福祉係、子育て支援係の業務を総括していたものが、子ども・子育て一本になることにより、より専門性が向上するものと考えております。

先日の一般質問の市長の答弁にありましたように、今後、人口減少及び少子化に対する施策を実施するに当たりまして有効に機能するものと考えます。また、庁内において横断的な検討や対策を講じる上で、よりスピード感を持った対応が可能になるものと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 職員体制については、また委員会のほうでやらせていただきたいと思います。

メリットについてなんですけれども、市民にとって分かりやすい、またスピード感を持った対応ができるということではありますが、私も現在、子育て世代というか、娘が1人おりまして、現時点で福祉課、担当課担当係の対応に対して不満に思ったことはありません。非常にシームレスに、またスピーディーに対応いただいているというふうに思っていますし、また、ほかの課との連携についても、スムーズに御対応いただけているというふうに思っています。本当に感謝をしています、こども園含めてですね。

そうした中で、この課を設置するということになれば、今、課長がおっしゃっていただいた以上のメリットを市民の皆さんに示すことがやっぱり重要だというふうに思います。

このメリットの件について1つ質問なんですけれども、現在、市民の中の様々な団体が、子育てに関する様々な自主事業を行っておられるというふうに思います。先日も、勝浦中央商店会の中の店舗で、営利目的というよりは、子どもの居場所づくりであったり交流の場づくりを目的とした無料のダンス教室が始まりました。そうした子育て支援の自主的な市民の皆さんの取組に対して、この課がどのように、市民に分かりやすいメリットとして対応していけるのか、いくのか、そういったことについてお考えを伺いたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。先ほど市長の答弁にもあったとおり、新しい課になって、そういった団体、あるいはそういった外部の機関と、より連携を深めていく取組ができるものと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） では、次に議案第73号 指定管理者の指定について。

○議長（佐藤啓史君） それは、また後になりますので。

○10番（戸坂健一君） ごめんなさい。

○議長（佐藤啓史君） 62号については、もうよろしいですか。

○10番（戸坂健一君） はい。大丈夫です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 私からも第62号 勝浦市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてから質問させていただきます。既に長田議員、戸坂議員からの質問と重複しているところがありまして、その説明についてはほぼ考え等理解いたしましたので、ちょっと角度を変えて質問させていただきたいと思います。

県内でも、この子ども支援、子育て支援課とか未来課ということが1つの課として設置されているところが多いと思います。そういう場合、私もちょっとネットで見ましたが、子育て支援課というのが一般的ではないかなと思うんですが、今回勝浦市が、この新体制になって、こども未来応援課というネーミングをしたことに何かこだわりとかお考えがあるのでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。課名についてですが、支援は組織内からの支え、この意味合いを強く感じると思います。応援となると、外部の力を借り、民間の力も合わせ、結びつけるために動いていくというイメージを持つのではないかと。住民の皆さんに、そのように考えていただけることを期待をして、応援という言葉を使いました。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 先ほど長田議員の質問内容にもあったと思うんですけど、市長の公約で、誕生から中学校までの行政一本化という、とにかく一本化ということにあったと思うんですね。それが、総合計画のリーディングプロジェクトのあたりから、市長が一本化ではなく一体化という言葉を使っているように思っています。今の勝浦市にとって、その一体化というのがベストであるという判断の上でのかじ切りだったのかなというふうに想像するわけですが、このこども未来応援課を設置して一体化を目指すその意義というんでしょうか、ことについてお考えを伺いたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。一本化は線、一体化は面として捉えるイメージがあります。小1ギャップ、中1ギャップ、この全て誕生してから卒業するまでのその一本化、葬式も含めてという、そういう課題よりも広く目標を設定する上で、就任後の総合計画づくりにおいて、一本化よりも一体化のほうがふさわしいと、まさに今かじを切るべきだというふうに思っている考えです。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 一本化という線、一体化は面というお話ですね。そうすると、その前に御答弁いただいた中にあった、外部団体との連携ということも含めての一体化ということなのかな、それがメインということなのかなと今感じたわけなんですけど。

では、その関連組織とか外部団体ですか、どういうところをお考えなんですか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） 連携先について、お答えします。現在実施している拠点とともに、新たな視点を持って子育ての可能性を広げてまいりたい。例えば国際武道大学、武道館研修センター、海の博物館、海中公園センター、JAXA、キュステ、音楽やスポーツ協会、観光協会、漁協、農協、商工会、商店会、郵便局、警察、病院、医院、市内の企業等を視野に入れております。

先ほど戸坂議員が商工会というところで具体例が挙がりました。このことについても話を相互にしてあるところです。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） では、私のほうからの質問、通告3点させていただきます。

1点、63号につきましては、前段者の質疑により理解させていただきましたので、この場では割愛をさせていただきます。

それでは、第62号 勝浦市組織条例の一部を改正する条例の制定について、これについても、これまで同僚議員の質問、御答弁により、おおむねその概要というのは理解ができました。

1点、この新課を、新しい課を設置する、その動機という部分についてちょっとお尋ねしたいんですけれども、先ほどの質問で、新課を設置するそのメリットはという、そういう若干積極的な意味での質問がありました。私としては、その角度を変えまして質問させていただきたいんですが。

照川市長以降、以降と言ってはあれですが、現在、勝浦市においては子育てには、子育て支援について大変力強い施策を追加して、それを運営しております。それを実際に利用されている立場として同僚議員からも、今現在何ら不満もない、感謝をすると、そういうような発言もございました。その中で、ここにはまだ新しい事業、新事業というものは計画されていないというふうに理解をするわけですが、それら現行の事業を推進するに当たって、現在の体制において今後も進めていくということに何らかの不足があるのかどうか、その点についてお尋ねします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。今回、新たな課を設置する目的といたしましては、人口減少や少子化対策を担当係だけではなく、先ほど市長が申し上げましたように、新たな課を設置することで、庁内各課及び市民や関係団体と連携して取り組んで、さらには市全体で子育て機運を醸成していくことが必要である。足らないというよりか、この機運の醸成が必要であるという観点から、組織を見直した、見直すものと、担当としては考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 狩野議員。2回目。

○7番（狩野光一君） 分かりました。そうしますと、つまりは、先々を見据えて新事業を追加するために、それを準備するというイメージなのか。今、課長がおっしゃった地域との、ほかの団体との連携というのは、現体制では不可能という、あるいは十分に機能しないという御判断の上ということでしょうか。ちょっとそこ確認させてください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。現在の体制で子育て支援の施策、ほかの自治体と比べましても、やっていると自負はしております。ただ、それが出生数に全く結果としてつながっていないというところが、現実があります。新しい体制になって、そこにもう少し重点を置いた

施策を展開していくということも含めての新たな課ということであると考えています。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。その新しい取組に必要であるということであれば、私としては、先ほど来のお話もあるんですけども、ここに課長職が1人増えることにより、人件費というのは若干なりとも、これアップしてくると思うんですね。その今後取り組まれる事業のために、そのスタンバイ、受皿として、新課をあらかじめ設置するということにはどうなのかな。その事業が具体化してからでは遅いんだろうかという、そういう考えがあります。その辺について御説明をいただける方がいれば、お願いしたい。

○議長（佐藤啓史君） 誰にしますか。

○7番（狩野光一君） じゃあ、市長のお考えをお伺いしましょう。

○議長（佐藤啓史君） じゃあ、照川市長、答弁をお願いします。

○市長（照川由美子君） お答えします。なぜ係ではいけないのかと。係のところだと、課との連携、課との話合い、外部との調整、そういうもので、係では十分ではないという判断の下で、課といたしたいということです。ちょっともう少し。ここで。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次の質問。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 本件については3回目ですので、以降の質問はないんですが、新しく新設する課においても職務を担当されるのは係だという認識があるんですけども、ちょっとその辺については、4回目ということで控えさせていただきます。

それでは、次です。64号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、この点についてお尋ねします。

恐らく、恐らくというか、私の理解としては、督促に関する大きな手間と費用という部分、それに関わる費用というものを削減することによって市民全体の利益を創出するんだと、そういうように受け止めてはいるんですけども、一般的に言えば、これ、仮にここ市民を2つに分けるとすれば、期間内に収める方と、一部の期間を超過してしまう方と、こう2つに分けられると思います。そして、この事務及び費用が発生するのは、その一部の方の行動によって発生するものです。当然それを督促して、その手数料を頂く。それは原因を発生させた、支払いを遅らせた方々が負担する。これはもう当然の話だと思うんですが、この一部の方が発生させた事務及び費用というものを、構図的にはです、全体の市民で負担していこうという、そういう構図に私としては考えているんですけども、これをもっても、なお公平性の観点が図られるという説明がありますが、どのようなプロセスでその市民の公平性が図られるのか、その辺の御説明を追加でいただければと思うんですが。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。議会に提出しました議案の資料に公平性の改善が図られるという表現をしたわけでございますけども、その理由としましては、督促状が送付された納税義務者間で、本税と合わせて督促手数料を納める納税者、これは本来そうあるべきなんですが、一方で、本税のみを納付し督促手数料が未納になっている納税義務者がおりまして、公平性のこの観点から考え、課題であると認識してきました。この課題が、この督促手数料を廃止することにより改善されるという考えから、このような表現をさせていただきました。以

上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） その部分については議案説明で理解したつもりなんですけれども。その期限に支払わない、その行動によって発生したものを全体で負担することが、なぜ公平になるのかというところなんですけど、以降、追加質問しません。追加で御回答、御答弁、もしいただけるのであれば、ちょっとそこを釈明いただければ。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。公平性という言葉を使ったのは、以上のような観点から私が表現したわけでございますが、当然、納税義務者につきましては、納税義務者間の負担の公平性ということがありますので、それは納税されている方と、担税力があっても納税しない方、その負担の公平性を図るためには、あくまでもかけた税金100%取るのが公平性でございますが、それが実際にはまだできていない状態でございます。これについては徴収率を改善して、未収金を回収していくことが大事だと、重要だと考えております。

その過程で、今回督促手数料を廃止することによって、督促手数料を徴収する事務、労力、それを縮減して、しっかりと税金を取っていった徴収率を上げていく、そういう考えの下、改正したいと考えておりますので、これが改正した暁には、しっかりと徴収率を上げて、そういった負担感、公平性が少しずつでも解消していくように努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。分かりました。その督促手数料云々というよりも、まずは公平に、未納のないように徴収するべきものを徴収すると、そういった観点での平等性ということで理解をさせていただきました。御説明ありがとうございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 私は議案第62号及び67号、この2号について質問いたします。

62号については、もう前段者がほとんど、いろいろな角度から質疑を質問されていまして、内容についてはほぼ理解をしましたが、私も提出した内容については4点あります。前段者の話で分かったことについては削除した上での質問になります。

まず最初から、市長の選挙公約から始まっていますので、市長の思いが非常に強い、この課の設置だというふうに理解をしています。それで、私も一般質問のほうでもさせていただきましたけど、やはり子どもが今少ない中において、これを新課を設置して、その対応をするんだと。一般質問の中で反省は、最低でも年間生まれる子どもは50人必要だというような数字も言われました。数字と言っては失礼ですけど、子どもの数を言われました。

そういう中において、今後、勝浦の子育てをどうするのかということについては、1つの課でこういうふうにやっていくことも必要な部分ではないかなというふうには思いますが、市長就任してから2年過ぎて、市長の公約の中にこれがありました。

まず第1に聞きたいのは、前段者の質疑で答えていますけど、なぜ今この課設置に及んだのか。その前には子育て支援係を、市長就任してから、すぐつくっています。それは福祉の中の話ですが、今度の課になりますと、福祉も離れて、やはり教育問題も含まれてくるんだろうというふうに思いますので、なぜ今この福祉係というものから、この課に昇格というか、別の課

をつくって対応するのか、そこら辺について伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。先ほど来からの答弁の繰り返しになってしまうところもありますが、人口減少及び少子化に対応するため、また令和5年6月に、国がこども未来戦略方針を定めておりまして、国も日本全体の子どもの数の減少を危惧しているところでございます。このような状況に対応するため、市長が公約に掲げ、これまで検討してきた組織を今回、具体化しようとするものでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 話は分かります。そしてまた今後の勝浦市の将来を担う子どもたちのための応援をする課ということでありますので、これについては承知をいたします。

ただ、今、これもひっくるめてというか、ちょっと上のほうの1、3を2つを同時に今聞いているんですけど、どこの自治体でも、この子ども・子育てがまずトップにきています。今日の読売新聞を見たところだと、千葉市の市長選があるんですけど、そこで市長の今度、また現職が出るということになっていますが、その中のマニフェストの一番は、やっぱり子ども・子育て支援ということがうたわれています。あの大きな県の県庁所在地の市であっても、やはり子ども・子育てが今一番大事な政策の一つになっていると思います。

ですから、これをやっていくには相当なエネルギーを使って、勝浦市で子ども・子育てをするそのメリットを、やっぱり打ち出していく必要があると思います。課を設置して、それを内外にどう広めていくか。勝浦は風光明媚でいいよということは子ども・子育てに一理はあると思いますけど、そういうところをやっぱりやっていくことが、私は勝浦市の在り方としては必要なことなんじゃないかなと思います。

そして今、市長、総合計画見えていますけど、私も総合計画、端から端まで、ほぼ熟読しているつもりです。そういう中において、やっぱり一番に子ども・子育てを持ってきた市長の思いはここで伝わるわけですけど、これをどう対応していくかということはこれからの話なので、実は私は1年ぐらい遅いんじゃないかと思っているんですね。係をつくったときに、なぜ課にしなかったかというのは思いがあるんです。というのは、市長が思うこの気持ちをやっぱり課に表しているということは大事なことですし、これについては異論を申すところはありません。

これをどう運営していくのかはこれからの問題ですので、それについては、私が指名しちゃうとおかしいんですけど、市長の思いがあるので、市長に聞いてみたい。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。まずは、議員おっしゃるように意識づけ、本当に私たちが今、この勝浦市の危機というところを把握しているかどうか。やはり子どもは未来の勝浦市の宝であります。そのところの数が49、38人、昨年、そして今年は20名。これから先も伸びるかどうかといったら、29か30名辺りでストップしてしまうのではないかと。この少子化にいかに対応したらよろしいか。これは係ではなく、課としてサイズアップして、各課の連携、協力をいただきながら、外部の力を導入して、子育て機運をまずは醸成する、このことが基本にございます。

初のこども未来応援課であると思ったんですが、松戸市は子ども課が数種類あり、ここでは既に、この課名を使っております。

応援という明るい響き、これをばねにして、様々な機関と連携を図りながら子育てをして、そして50名という数、出生アップを図ってまいりたい、それには経済支援だけではないというふうに思っております。様々な事業、これから結びつけ合いながら展開してまいる所存です。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 次の事務所掌、これも前段者が聞いていますけど、具体的にもうほぼほぼ決まっていると思いますが、今までは福祉課の中の子育て支援係ですが、これをこども未来応援課となるわけですから、応援課の、もちろん課長も含めての事務所掌。先ほど職員数は10名ほどだということですが、この中にどういう係を設置するのか、どういう班を設置するのか、具体的に分ければ教えてください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。今回、条例が議決されましたら、事務分掌につきましては勝浦市行政組織規則、そちらで分掌のほうを明記しておりますので、そちらの改正を行う予定で考えております。

組織の名称につきましては、すみません、その辺も含めまして、今後検討してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 分かっているけど、なかなか言えないのかな。今後検討ということですけど、やっぱりこれ審議するには、課の中で何をやるかということが分かっていると、課を設置しました、じゃあ、課長います、職員9人います。その9人が、今でも、今10人ぐらいいるのかな、いろんな専門職の方が入っていますので、子ども・子育てを支援するのに、いろんな看護師さんとか、よく分からないというか、そういう専門職が恐らく半分ぐらいいるんじゃないかと思います。事務職は2人か3人じゃないかなと思うので、そういう専門職を含めて、この係として、やっぱりこういう担当があるんだよということは明確に今してもらいたいなと思います。

明確、それが仮に3月、規則ができたときに名称違っても構わないけど、セクションをどうするのかということを、もう一度お聞きします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。係の名称につきましては、すみません、今回議案の資料でも行政組織図を提出させていただいております。名称につきましては、子ども・子育て支援係で検討しているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 質疑の途中ですが、午前11時10分まで休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 事務所掌については理解を、理解というか、ここに比較表があって、それを確認しましたので、次に移ります。

この組織条例の最後になりますけど、行政組織をもっと、やはりスリムにすることが予算、いわゆる先ほども前段者、出ていましたけど、経常経費の削減ということにつながるといいます。今回、新課を設置することによって、水道課がなくなることで課長の数は変わりませんが、市の行政として、やっぱりこの課の全体を見たときのスリム化も私は必要じゃないかなというふうに思います。

例えば、以前は清掃センター所長も課長職ですし、監査委員事務局も課長職ですし、農業委員会も課長職ということが過去にあって、それを全部7級は6級の職にして、要は管理職を減らしてきた中において、また新しく情報政策課ができて、消防防災課ができて、今回また新しい課ができるということは、これは時代の流れで、これはあってしかるべき部分もありますが、勝浦市として、もうちょっとスリムにできることがあるんじゃないかなというふうなことにあって、そういう検討もされているのかということについて、今回の課の設置があるのかということをお聞きします。回答よければ1回で終わりにします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。確かに経常経費を削減する上で、組織のスリム化は必要な事項であると認識しているところでございます。今回の組織の見直しにつきましては、出生率の向上などを目的とした新たな課を設置するものでありまして、結果的には組織のスリム化とは相反するものとなっていると考えております。

今後は、組織を運用するに当たりまして、来年度以降、できる限り現状の財政力に配慮するよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 行政改革を進めていくことが、やっぱり市の中の運営に非常に大事なことだというふうに思います。職員も相当数を抱えるというか、いますので、そういうところを、職員を減らせということはなくて、やっぱりその行政間の課の横のつながりを含めていけば、もうちょっとこの職員数を減らしたり、課を統廃合したりして、できるのではないかというふうに思いますので、そういうところの行政改革推進をぜひとも進めていただきたいということで、答弁結構です。

次に、議案第67号 勝浦市水道事業条例を廃止する等の条例の制定について、3点それぞれお伺いをさせていただきます。

まず1点目については、水道事業の広域化に伴う勝浦市水道条例の廃止となっていますが、来年度からの水道事業について、市民へのこのことについての情報提供を行う必要があるというふうに考えます。それで、以前これは各市に配られた、これは夷隅地域の水道事業統合協議会が発行した統合についてのお知らせというのが、これ各家庭に配布をされています。これは、ただ単に中身をじっくり読めば分かる話ですけど、これが、やっぱりこれは広域化の話なので、これを市民が見ているという前提で話をさせてもらおうと、こういう状況があつて、これはやっぱり統合に向けて進んでいかなきゃいけないということになります。勝浦市民に対して、勝浦市としてのこの統合について、いま一度、市民に理解を求めることも必要だというふうに考えますので、そういうことについての情報提供を今後、やはり私はやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。窪田水道課長。

○水道課長（窪田 正君） お答えいたします。市民への周知ということでございますけども、今、議員のほうでお示しいただきましたパンフレットのほう、こちらが令和6年の7月、8月の検針の際に、夷隅地域水道事業統合協議会の事務局、こちら広域市町村圏事務組合のほうになりますけども、こちらから市民のほう、これは郡内2市2町全てにおいて同じような形で配布のほうをさせていただいたところでございます。

この中で、ただいまお話がありましたけども、夷隅地域の水道が抱える課題ですとか、なぜ統合・広域化が必要なのか、また統合・広域化によってどのように変わってくるか、これらの周知を行わせていただきました。

今後において、また同様ですけども、2市2町のほうで同様な形で年度末頃に、また内容の詳細のほうは決まっておりますけども、料金ですとか問合せ先、こういったことに関するリーフレットのほうの配布を計画しているところでございます。

また、市民への周知というところでありますが、広報ですとか、またホームページ、こういったものから広く皆さんのほうに行き渡るような形で考えていきたい、このように思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） なぜかといいますと、やっぱり以前から言われている勝浦市は水道料金高いと、関東でも上から何番目だというふうなことで、料金をもっと安くできないのかという市民からの要望も強くあると思います。そういう中において、今後のこの統合によって、そういうものも、ほかと比較して安くなるのかという懸念というか、そういう疑問も出てきますが、これはすぐに一長一短で、じゃあ来年から安くになりますよということにはならないと思います。その辺の見通しも、やっぱり私は市民に示していく必要があるのかなというふうに思います。

ですから、今、2市2町のそれぞれの水道料金については、それぞれの単位市町村でやっていますが、これが広域化になって料金体系で今後このようになる、変わってくるというところが、もうちょっと大きく私は示してほしいなというふうに思いますが、それについて伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。窪田水道課長。

○水道課長（窪田 正君） お答えいたします。水道料金というところでございますけども、今現在のほうは、各市町のほうのそれぞれの末端給水事業体のほうで料金の設定のほうがされております。御存じのとおり勝浦が一番高いというような状況でございますけども、統合しまして5年ごと、まず5年目のほうで料金改定、その後10年目で全体的な料金の統一、これを目指しているところでございまして、そこまでの間は若干の開きがあると、このような形で推移していく見込みとなっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 水道の体系については、将来的には県水に一本化になるような方向で、これから調整していくんでしょうけど、県水のほうも非常に苦しい台所事情で料金を上げざるを得ないという情報も出ています。そんな中において、今回、夷隅郡市がまず統合して、これが南房総広域水道企業団の水を全部使っているんですけど、そういうところと今後どんな関係が築けるのかなということを1点お伺いしたいのと。

あと、やっぱり市民サービスについて、先ほども出ていましたが、市民は、これが夷隅郡市に統合されて、本部は旧夷隅町の今の広域市町村圏事務組合の中に水道局が、担当ができるはずですが、今もう既に準備進んでいますけど、そういったときに、勝浦市民が何らかの問題を抱えたときに、じゃあ、どこ行って対応するかというのは、先ほど出ましたけど、各市町に連絡センターみたいのをつくるという話が出ていましたよね。その辺が今後、基本的にはどういうふうになっていくのかについても伺いますのと。

あともう1点、先ほど出ましたけど、現状の水道企業職員の処遇、これは前段者で話した、大体分かりますが、いま一度確認します。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。窪田水道課長。

○水道課長（窪田 正君） お答えいたします。まず南房総広域水道企業団とのつながりでございすけども、こちらは用水供給事業体として、ただいま九十九里地域の用水供給、九十九里地域の企業団ですね、これと南房総広域水道企業団という用水供給事業体と県営水道の統合について今、動いているところでございます。このような形で私どもの末端給水事業といたしましては、佐野浄水場で1つつくっておりますけども、そのほかとしまして、この用水供給事業体のほうから水を受水し、それを市民のほうに配っていると、こういう形でございます。

用水供給事業体、今後、統合のほうの話が進んでおりますけども、こちらが令和8年4月1日の統合を目指しているところでございます。私どもの末端のほうも7年の4月の統合を目指しまして、1年遅れで広域のほうで、広域といいますか、用水供給ですね、こちらが統合してくる形になり、そこの組織から受水していくと。この形には変更はございません。

続きまして、サービス拠点のほうの話になりますけども、2市2町の水道の窓口、勝浦で言えば水道課になりますけども、こちらがなくなりますので、これに代わりますサービスの拠点、こちらの設置を考えております。本市におきましては、現在の水道課の事務所、こちらが水道の窓口として広く定着しておりますことから、現在の事務所をサービス拠点の候補として挙げてございます。

このサービス拠点のほうでは、従来行っておりました使用者の変更ですとか料金の支払い、また未納の確認などなど、これまでの水道課窓口と変わらないサービスが提供されるところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 分かりました。ただ、やっぱりこれが、今、私、分かったんですけど、市民に分かるように説明していく必要があるのかなというふうに思います。ですから、ここにあるのは、これは協議会で出したもので、私も検針のおねえさんからもらったんですけど、そこでちょっと話したら、検針の方法もいろいろ変わってくるということも、いろんな聞いていますけど、ぜひ市民向けの勝浦市が発行する今後の水道事業、こうなるというのを、できれば発行していただきたいなというふうに思いますが、最後にそれ聞いて終わりにします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。窪田水道課長。

○水道課長（窪田 正君） お答えいたします。広報ホームページ、これらを通じまして、また周知のほうを行ってまいりたい、このように思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） それでは、質問をさせていただきます。前段者が幾つか質問をされています

ので、なるべくそれにかぶさらないように質問する予定ではありますが、よろしく願いいたします。

まず最初は、1 番目は議案第64号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてということでお伺いをしたいというふうに思います。

いろいろと説明、資料のほう目を通し、条例本文も目を通しましたが、気になることがありますので、まず最初は、令和3年度、4年度、5年度、年度ごとに市税、後期高齢者医療保険料、それから介護保険料、その他の公債権に関わる督促件数、これの合計を伺いたいというふうに思います。年度ごとです。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。督促件数につきましては、令和3年度については、市税、国民健康保険税を含んだ市税になりますが、それと後期高齢者医療保険料、介護保険料及びその他の公債権を合わせた合計の督促件数は1万1,720件になります。令和4年度については合計で1万1,844件、令和5年度は合計で1万1,432件となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部薫議員。

○1 番（戸部 薫君） ありがとうございます。予想よりかなり多いなというふうに思った次第です。

そこで、次に、督促してもお金が払われていない、要するに未納ですね、そういう未納件数を同じように令和3年度、4年度、5年度、年度ごとに教えていただければありがたいです。お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。督促手数料100円が、督促手数料が未納になっている件数について申し上げます。令和3年度については合計で6,464件、令和4年度は6,614件、令和5年度は5,869件。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1 番（戸部 薫君） これもまた、かなり多いなというふうに思った次第です。これに100円を掛ければ、その督促、本来入るべき督促手数料というのが市に入ってくるということになるのかと思いますので。

それで、この令和3年度、4年度、5年度で未納が多かった内容、つまり、令和3年度でしたら市税に関することが多かったとかというふうに、分かる範囲で結構です、お答えいただければありがたいです。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。未納の状況でございますが、市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、その他の公債権という区分で未納の件数の状況を見ますと、市税が最も多く、令和3年度が5,573件、令和4年度が5,751件、令和5年度が5,196件となっております。市税については督促件数が多いので未納の件数が多くなるわけですが、市税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料につきまして、督促手数料に係る徴収率を見ますと、令和3年度については、市税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料全体の徴収率は44.8%、その中で介護保険料の徴収率が34.9%と最も低い状況にあります。令和4年度については、同じく全体の徴収率が43.9%、その中で介護保険料の徴収率が33.9%と最も低い状況にあります。令和5

年度については、全体の徴収率が48.5%、その中で介護保険料の徴収率が40.4%と最も低い状況にあります。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） 様々な事情、例えばお亡くなりになるとか、そういうことも、この中にはあるのではないかというふうには思いますので。しかし、それにしても数字は大きいなということを率直に感じました。

次の質問に移ります。2つ目の質問は、議案66号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてということですが、条例の提案においても、それから資料の中にも、なぜこれを改正するのか、改定するのかということが、私はもしかしたら聞き落としたのかもしれませんが、例えば法律の改正によってとか、県条例が変わったからとか、様々な理由があるかと思いますが、念のためにお伺いをいたします。もし聞き漏らしていたら、おわびをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。改正の理由でございますが、道路法施行令の一部を改正する政令がございました。具体的な内容とすれば、固定資産税の評価額の評価替えや地価に対する賃金の水準変動等を踏まえ、道路法施行令に定める占用料の額の見直しがございました。それを受け千葉県の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例が施行され、千葉県においても道路占用料が改正されております。本市の道路占用料につきましては千葉県に準じておりますので、本条例のうち、道路占用料について改正しようということでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） 大変親切丁寧な御説明ありがとうございます。

続いて、これは先ほど御答弁いただいたんですが、ちょっと書き写すことができませんでしたので、申し訳ありません。今回のこの改定によって新たな収入増、収入増額だけで結構です。お教えいただければありがたいです。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答え申し上げます。今回の改正の増額というところで申し上げますと、251万6,400円の増額と見込んでおります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） ありがとうございます。しっかりと書き写せました。

3回目の質問になりますが、要するにこれ、本当に少しずつではありますけれども、1年間とすると推定額では251万6,400円の値上げということで、これが、国の政令が変わり、県の条例が変わって、恐らく全国どこでもこういう方向で動くということになれば、私一番心配するのは、市民の皆さんが使用して支払う電気代あるいは電話代などへの、そのほかにもあるかもしれません、あると思いますので、そういう値上げに対する影響というのはないのかな。いや、もしかしたらこれから、すぐにはなくても、これから先出てくるんじゃないかなって。そうしたことに対するお考えといいますか、配慮といいますか、そういうものがありましたら、ぜひ教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。道路占用料の改正につきましては、本市以外の自治体でも行っており、県内では多くの自治体では千葉県に準じていると聞いてございます。今回の改正に伴う電力会社及び通信会社の、本市の場合で申し上げますと、占用料の増額でございますが、電力会社につきましては22万3,600円、また通信会社につきましては32万8,903円と見込んでおります。

確かに事業者の負担が大きくなるはありますが、前回の改正、これは令和4年4月1日に行いましたが、その際にも、電気代、電話代の値上がりがあったということは伺っておりませんので、今回も影響はないと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号ないし議案第65号及び議案第68号は、総務文教常任委員会へ、議案第66号及び議案第67号は、産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第69号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算、議案第70号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第71号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第72号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

質疑に入ります。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私のほうから、勝浦市一般会計補正予算、中で4ページから7ページ、債務負担行為の補正の関係についてお伺いします。

この債務負担行為につきましては、理由とかが書いてありますけども、令和6年度からの業務につきましてスムーズに行うために、令和6年度で、ここで債務負担補正をするということなので理解していますけども、この中の内容としましては、業務委託というのは相当多いところがございます。この業務委託をインターネットとかで見ますと、企業が業務の一部を切り出し外部の個人や事業者に委託することですということが書いてあります。そうなりますと、この各業務委託というのは本来、勝浦市が、原則として勝浦市職員がやる、勝浦市が行う業務というふうな形で考えます。

しかしながら、この委託するメリット・デメリットというのもありまして、委託したメリットということであれば、自社にはない専門性の高いスキルを必要なときだけ活用することができるということもありまして、一時的に必要なスキルを業務委託することで、人件費や育成コスト、経費を削減できるというのが業務委託のメリットというところがあります。そうした場

合に、この業務というのは、勝浦市ですれば、人件費も抑えることができコストも削減することができる有効な手段としての業務委託というふうなことで私は考えていますが、この業務は100%勝浦市の業務ですというような私は位置づけになってくるとと思いますので、この期間につきまして、物価高騰とかありますけども、この金額の算定方法についてどういうことが行われていたのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。まず前提といたしまして、予算編成のスタートは担当課を中心といたしました予算要求ということでございますが、御質問の債務負担行為の経費、委託費も含めました経費につきましても、各課において事業期間におけます社会経済情勢などを踏まえた積算の根拠となる資料、情報を収集等した上での要求でございまして、全体といたしますれば、基本的にその額を基にして、根拠にいたしまして予算として調整し、御提案を申し上げているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） そうしますと、精査されているというような理解をしました。

実は、この中で高齢者配食サービス業務委託というのがあります。これにつきましては、私も担当したところもありまして、これは高齢者の見守り、それと栄養補給ということで週に3回というようなところの配食です。これは委託業務としましても、市の負担と受益者負担というのは2つがありまして、その間に業者が入りますよというような事業だと私は考えます。

金額を見ますと380円、これが受益者負担、弁当を1食分380円払いますよと。市のほうにつきましては、見守りというような形で公費負担が520円と。計、事業者につきましては900円を元にして、この弁当を作って配食し、見守りをするという多分、事業かなと思います。

委託業務というような形であれば、その中で考えられるのは今回の物価高騰というようなところがあります。それをどこにぶつけるのかというような考えであれば、一つは市の負担を多くする。その物価高騰についての影響をどこにするかということ、市の負担を多くする。もう一つは、業者に泣いてもらう。もう一つは、受益者の負担にする。この3項目が多分出てくると思います。

先ほど申しましたように、委託事業というようなことであれば、これは市のほうの事業、これをスムーズにやることによって行政サービスを充実させるというような観点もあります。そうした場合のもので、どこにしわ寄せがくるかということは、それは別にしましても、そういうような状況、物価高騰等の影響につきまして、各事業を行う際に、そういうようなものを考えているのかどうかというようなところなんです。

それを一般の職員がした場合につきまして、多分、勝浦の初任給が19万1,700円なんです。これで1時間当たりの単価というのが、計算しますと1,142円。こういうような人を雇って、また職員としてするということになる、相当な金額が支出することになってしまうと。だから委託業務をしているんですよというようなところがあって、そういうことを勘案して、そのサービスを充実させるということであれば、やはりこの債務負担行為を契約あるいはプロポーザルにする等々については、そういうことも考慮した中での協議の上で、協議か市のほうが考えて、すべきじゃないかというふうに考えていますけども、そのような工夫がされているのかどうか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えいたします。高齢者配食サービスにつきまして、市負担額、また利用者の負担額を含めました委託に係る仕様書については、これから決定していくということになりますため、具体的な金額については今の時点で決定しているものではございませんが、債務負担行為限度額の算定に当たりましては、委託先事業所に物価の影響につきましてヒアリングを実施しております。そこで得られました状況でありますとか、総務省で発行しております消費者物価指数、報道資料等を参考にいたしまして、限度額に反映をいたしているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。そうですね。委託業務ということであれば、やはりそういうのが市の業務であるということを念頭に置いて、していただきたいと思います。

本当に、先ほども申しました中で99.8%という高い、そうですね、経常収支比率というところがありますので、今回、こども未来応援課をつくりましますけども、やはり新しいものをつくるということであれば、スクラップ・アンド・ビルド、これは必要になってくるのかなということがありますので、そういう面としましては、各事業につきまして精査をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 質問終わり。

○4番（長田 悟君） 終わりです。はい。

○議長（佐藤啓史君） 28ページの質問はいいんですか。

○4番（長田 悟君） ごめんなさい。次に、いいですか。ごめんなさい。次に28ページ、すみません。民生費、社会福祉費、障害者福祉費、7,298万9,000円の補正の内容について、この補正額は、補正前の4億5,111万2,000円の16%に相当するというような大きな補正になっていると思いますけども、この内容等につきましてお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。今回の補正の内容であります。補正に出してありますうち、自立支援給付事業、こちらが主な内容であります。この自立支援給付事業につきましては、障害者福祉費の柱をなすような事業でありまして、この給付費が個々の障害のある方々の障害程度などを踏まえ個別に給付が決定される障害福祉サービスとなっております。このうち介護給付費というのは障害のある方々が介護の支援を受けるサービスに係る費用、訓練等給付費は障害のある方の自立などに向けた訓練等の支援を受けるサービスとなっております。

今回の補正の要因としましては、1点目として、当初予算においてサービス利用の見込みを厳しく見込んでしまったことがあります。特に訓練等給付費においては、令和5年度の決算額と比較して84%程度が当初予算となっております。

また2点目としては、利用者の増加であります。主なものでいいますと、介護給付費の施設入所支援というのは施設に入所している方に介護を行うサービスですが、当初年間延べ300人を見込んでいたところ309人に増加、生活介護というのは日中の活動に介護を必要とする方に介護を行うサービスですが、当初年間延べ660人を見込んでいたところ686人に増加、訓練等給付費では、共同生活援助というグループホームで共同生活を行いながら日常生活上の援助を受けるサービスで、こちらが当初年間延べ480人を見込んでいたところ505人に増加、そして就労継続

支援という一般就労が困難な方々に働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供するサービスというのでA型、B型という区分があるんですが、合わせて当初年間延べ420人を見込んでいたところ519人に増加すると見込んだものとなっております。

3点目としましては、障害福祉サービス事業の報酬改定が行われ、さらに、特に障害福祉の現場で働く方々のベースアップへとつながるよう処遇改善加算の要件や加算率の見直しが行われ、そちらが増額となっていることも大きな要因となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。そうですね。介護保険、介護という形で、今、団塊の世代が75歳になったというところでありますので、そういう面としましては、これから先、やはりそのような支出のほうが多くなってくると思いますので、的確な補正をよろしく願いまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） それでは、私のほうから、議案第69号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算について2点お聞きいたします。

まず1点目は、ページ26ページ、諸収入、行旅死亡人取扱費用の負担金36万4,000円についてお伺いいたします。今回、身元判明した行旅死亡人の親族から経費に関わる負担金3件について歳入を受けたと。市には、この3件以外に身元の判明していない行旅死亡人、一体どのくらい把握しているのか、お聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。現在、引取り手のない遺骨は42あり、そのうち身元が判明しているものの引取り手がいないものが31、全く分からないものが11となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 現在42件の行旅死亡人として取り扱われて市で把握しているというか、しているものがあるということでございます。今回3名の方が、身元が判明して御家族の元に戻れるということは大変喜ばしいことと思っております。

しかし、この行旅死亡人の取扱いの経費というのは県支出で計上されておりまして、今回入ってきているお金も県のほうにお渡しするというふうな感じで多分よろしいんだと思うんですが、この行旅死亡人ではなく死後に引取り手のいない無縁遺体、こちらも市のほうであると思います。こちらのほうは、この死亡の場合は死亡地の市町村で火葬等が行われるということでございます。この取扱いは行旅死亡人と同じように行われているのか、また費用は死亡地の、例えば勝浦であれば市が負担するのかをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。身元は判明しているものの引取り手がいない死亡人の手続のことと受け止め、お答えします。こちらについての取扱いは、墓地、埋葬等に関する法律第9条で、死亡地の市町村長が埋火葬を行わなければならないとされており、その費用については、同条第2項で行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定を準用するとされております。したがって、手続については行旅死亡人と同様で、市が繰替支弁した費用について、負担する相続人や扶養義務者等がない場合は県に請求するものとなります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） こちらのほう、人数等、承知いたしました。

次の質問に移ります。次、議案第69号、ページ33ページとなります。こちら商工費、市営駐車場管理運営費204万6,000円についてお伺いいたします。

墨名市営駐車場内の大型車及び二輪車の区域整備に要する経費として路面カラー塗装工事とありますが、この部分は大型バスの乗降場所及び二輪車の駐車場所として説明がされました。指定管理者の管理外となり、駐車料金は発生しない場所と考えます。この部分は市の管理となりますが、常時これは開放とされているのか、例えば、また夜間はここは閉鎖されるのか、それについてお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。このスペースにつきましては、目的外に利用する車両等を排除するために、特に大型車の乗降スペースにつきましては夜間閉鎖をして運用できないかというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） ということは、夜間は閉鎖するということでございます。そうすると、夜間この閉鎖した場合は、誰がこれを閉鎖して行うのかをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この運用につきましては、現在、観光協会のほうと御相談をさせていただいているところでございまして、今後、決めていきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ということは、今、観光協会のほうにお願いする形で調整しているという話でございますが、この開閉についての、例えば費用というのは発生するかどうか、こちらについてお伺いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。これを観光協会のほうでやってくれるのか、費用を発生するような業務であるのかどうかというのも含めまして、今後検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、戸坂健一議員。

○10番（戸坂健一君） 私からは、議案第69号 勝浦市一般会計補正予算について2点お伺いいたします。

まず1点目、ページ数28ページ、児童福祉費の子ども医療費助成事業674万7,000円について伺います。不足分が増加した理由について伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。子ども医療費助成事業、不足が生じた要因でございますけれども、まず1点目が診療報酬の改定、こちらが令和6年6月1日から行われて増となっております。

2点目として、高校生年代の医療費の現物給付化、こちらを昨年8月診療分から行っておりますが、令和6年度はこれが1年間現物給付化されたことで、高校生年代の医療費が漏れなく

支給されているというところの影響も大きいと考えております。

3点目としては、感染症の増加による患者の増というのが考えられまして、インフルエンザ、新型コロナウイルスあるいは、あとは今年度は手足口病などがはやったことも要因の一つと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 感染症の増加ということが理由の一つに挙げられました。こども園でも手足口病や溶連菌等を含め、かなり感染症が拡大していた時期が確かにあります。これについてどのような対応策を打っていたのか、お聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。感染症の増加については、勝浦だけではなく近隣でも様々な感染症が今年度発生しておりまして、時期によっては大変猛威を振るうような状況もございます。対策としましては、これは新型コロナ禍と同様の取扱い、消毒、手をきちんと洗うとか、そういった基本となる感染症対策を徹底して行うようにしております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 続きまして、ページ数32ページ、商工費の市営駐車場管理運営経費204万6,000円について伺います。前段者からも質問ありましたが、この大型車及び二輪車の駐車場の整備を市が行うことの意味、目的とか理由について教えてください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この整備につきましては、有料の枠外に大型車と大型車の乗降場所、二輪車駐車場のスペースを設けたいとするものでございまして、ここを市で整備する意味でございしますが、やはり近年の旅行形態の変化もございまして、現在ここを大型バス20台分のスペースとして確保しているところでございしますが、必ずしもここが有効的に活用されているとは言えないというところでございします。それを現在の観光需要に対応した形に改造できないかということで、大型車の乗降場所、二輪車駐輪場のスペースを設けたいと考えたところでございします。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 先ほど前段者の質問の中で、目的外利用を排除するというのも大きな目的というふうにおっしゃっていたかと思いますが、旅行形態の変化をおっしゃるならば、今、二輪車、バイクで旅行に来る方も非常に多いというふうに思います。収益性を重視するのであれば、きちんと二輪車からも料金を徴収すべきというふうに思います、あえてここを別枠にした理由というのを、もう一度お聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今おっしゃられたように、それも一つの可能性であるというふうに思っておりますので、今後の検討課題としてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 今後の検討課題というか、この予算がもう200万で計上されて、市のほうでカラー舗装するというのであれば、それをまた事業者のほうにお譲りするということができれば、それはちょっと違うのかなということもありますので、大型バスについての説明はよく分

かります。市のほうである程度管理しなきゃいけないということも分かりますし、イベントの際には、そこを利用するバス会社さんも多いというふうに思いますので、そこを指定管理者のほうでやるかどうかについては議論すべきところだと思いますが、二輪車については、指定管理者に駐車場の管理をお任せするのであれば、ここはしっかりとやるべきじゃないかなというふうに思うんですけれども、この辺どのような議論が庁内であって二輪車が無料という判断になったのか、お聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 質疑の途中ではありますが、午後１時まで休憩いたします。

午前１１時５８分 休憩

午後 １時００分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。検討という点で申し上げますが、特に朝市周辺の不法駐車対策など必要であると考えまして、有効活用されていない場所で二輪駐車を市で確保しようとしたものでございます。これにつきましては、近隣等の運用も参考にしながら、今回の有料化の計画の中には含めなかったというところでございます。

したがって、この二輪の駐車場の有料化につきましては、今後の検討課題とさせていただければと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

次に、鈴木克己議員。

○６番（鈴木克己君） それでは、議案第69号の補正と72号の補正がございしますが、まず69号の補正のほうから質問をいたします。

通告書に従って、まず最初に債務負担行為の中から１点だけお伺いしますが、この債務負担行為の中に、前段者もいろいろ聞いていますのであれですけど、相当数が多いですね。その中の１点としては、道路維持管理委託、これが、事業の内容をもう一度確認したいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。事業の内容でございしますが、４月１日から翌年の３月31日の市役所開庁日に合わせ、８時半から５時15分の時間帯で、２名の作業員により道路等の維持管理作業を行います。具体的な作業の内容といたしましては、道路面の補修及び清掃、側溝等の道路附帯構造物の補修、清掃、草刈り、伐採、障害物の撤去、また河川につきましては、障害物の撤去、草刈り、その他、都市建設課で管理する公園の草刈り等であります。また燃料、メンテナンス料を含む車両、また資機材の提供につきましては発注者とし、車両の保険料、また受注者からの連絡等の通信費等は受注者での対応となります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○６番（鈴木克己君） この事業は以前は直営で市の職員でやっていたものを民間のほうに委託をして、今２名の作業員体制でということの話ですが、これ、もちろん作業をやれば、その日報なり、月報なり、報告あると思いますので、これまで令和５年、その前からやっていると思うんですけど、令和５年度と６年度は、今、直近までの、こういった仕事をやって、どんな内容があるのか、件数等含めて、実績についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。令和5年度、令和6年度の実績でございますが、令和5年度は、地元からの要望、道路パトロール、委託業者の自主作業を合わせ、維持・補修等に係る件数が1,127件ございました。そのうち業務委託による作業員での対応が1,042件、道路補修等に係る件数のうち92.46%でございました。

同様に令和6年度は、11月末までの数字になりますが、維持・補修等に係る件数が665件、そのうち業務委託による作業員の対応が545件、割合で言えば81.96%でございます。

なお、維持管理のうち、令和5年、令和6年とも維持・補修で多いのは、道路面の修繕、側溝補修、樹木の伐採、草刈り、側溝清掃となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 今、件数聞いて、やっぱり相当多いなということ。私なんかもしょっちゅう車乗っているんで、道路面のことについては直接、市のほうに通報する場合もあります。

ただ、今、前もそうですが、道路の陥没とか、市が管理すべきものについて、やっぱり壊れていたりすると、それが原因に、特に二輪車なんか転倒してけがをした場合は、全てこれ市の補償責任になりますので、そういうところも含めて、発見次第直ちに補修していくという、このことについては、この委託してからのほうが早い対応できているのかなというふうな感想も持っていますので、これについては今後も継続していくことではと思いますが、その中で、ここに来年度の事業委託内容って書いてありますけど、事業委託内容は今言われた内容を継承するんでしょうからいいですけど、特にパトロールをしながら、以前も職員によるパトロール等はしていたと思いますが、あとは市民からの通報体制。これ以前に、これ千葉市がやっていたことを例に挙げて、いわゆるスマホで写真を撮って、今、位置情報、しっかりしたものがあるので、発見、市民とか通行した者が、道路ばかりじゃないですけど、倒木も含めて、かぶさっている木も含めて、市民からの通報体制、これが今まで行政ですと、やはり発見したもの、そして区長を通じて、そしてまた要望書を上げてという、何段階も踏んだものが、簡単なものについては即対応できる体制には、やっぱりこの通報が非常に有効だと思います。今、何でもSNSで全てすぐ流れてしまう時代ですけど、そういうものを活用したことを市のほうでやるということになっていましたが、それによつての通報があるのか。

また、もう一つは、これ、ごみの不法投棄も絡むんですけど、郵便局との提携が。ごみのほうはいいです。郵便局との提携があって、その通報体制が、たしか協定結ばれていると思いますが、そういうものについて、そういうところから来ている、その対応についてはどのようなことがあったのか、また、ないのか、その辺を確認します。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。道路損傷等の通報件数でございますが、ほとんどが電話等による通報でございます。ホームページ等にも道路損傷についてということであるんですが、年間数件というところでございます。

また、郵便局との包括協定の中での通報でございますが、やはりこちらでも年間10件程度はございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 次に、歳入で24ページの諸収入です。24ページの……。すみません。これだ。

委託金ですね。委託金の磯焼け緊急対策事業費委託金9万9,000円なんですが、これ、説明書によると、植食性魚類、いわゆる海の中の磯場の藻とかを全部食べてしまうということで、この対策が必要だということなんですけど、この事業の県の委託金なんですけど、県から委託されているんですけど、ちょっと事業内容について説明してください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。紫関学校教育課長。

○学校教育課長（紫関左恭君） お答えいたします。本事業なんですけども、千葉県から委託された事業でありまして、この9万9,000円につきましては、勝浦市と御宿町の児童生徒に給食として提供するための調理、それと配送業務、その業務の結果報告の委託料となっております。

事業内容につきましては、農林水産課のほうでお答えいたします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えいたします。こちらの事業の内容でございますけれども、最近、千葉県沿岸では著しい藻場の衰退が進行しているところでございます。勝浦市沿岸におきましても、この植食性魚類の食害をその要因と推測されているところでございます。勝浦市では水産多面的機能発揮対策事業ということで、このブダイの捕獲は前から行っていたところでございますが、通常の漁業活動においても捕獲されていたところでございます。しかしながら、低利用魚ということのため、積極的に水揚げされることがございました。

そこで、ブダイの捕獲、利用促進を図るため、新勝浦市漁業協同組合、千葉県の組織になります勝浦水産事務所、千葉県漁業協同組合連合会と協議いたしまして、千葉県立大原高等学校のほうで開発いたしましたブダイの落とし身を使ったブダイメンチを製造いたしまして、勝浦市と御宿町の学校給食で提供することとなったものでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 説明聞いて分かりましたけど、ブダイは磯魚で、エビ網なんかによくかかってくる、いわゆる水揚げをしない未利用魚になるということと、あとブダイの食性が磯を荒らしているということは以前から言われていますので、もっとこれを、この事業、県からの委託事業もそうでしょうし、勝浦としては、この磯根漁場をやっている地域として、やっぱりこういうものについて、もっと積極的に使っていくことは非常にいいのかなというふうに思います。

ブダイも非常にうろこが厚くて、なかなか食べにくいところだけど、やっぱり料理の仕方によっては非常においしい魚なので、これをもっと活用する方法があるんじゃないかなと。学校給食に使って子どもたちに食べさせるということも含めて、それこそ一般質問で言わせてもらった6次産業化に、こういうものをつなげていけるんじゃないかなというふうに思います。

そういうことについて今後、そういう水揚げされない未利用魚も含めて農林水産課のほうでも考えていただきたいなというふうに思いますが、その辺については見解で結構です。課長で結構ですので、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） こういった未利用魚の活用につきましては、地元の新勝浦市漁業協同組合、勝浦漁業協同組合等と、また意見交換図りながら、活用の方向に向かって検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 7点ほどやって、今3点ほど終わった、2点か、終わったんですが、ちょっ

と飛ばして、後から時間があれば、またお聞きするという事で、最初に32ページの商工費について、市営駐車場管理運営経費、ここについて先に質問させていただきます。前段者のほうで、このことについてはお聞きをしております。ただ、聞いていく中で、ちょっとはてなという部分が出てきますので、それについてお聞きしたいと思います。

まず、この204万6,000円、これは前段者のほうから、この内容については聞いています。そして、ここに工事請負費でカラー塗装工事費で204万6,000円というふうになっていますし、二輪のことも話されていました。まず、この、どうしてこれを今やるのかというところについてお聞きをしておきます。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今なぜやるのかということでございますが、一つのきっかけといたしましては、やはり来年4月からの市営駐車場有料化ということで、そこで市営駐車場有料化の枠外にあります、ただいま有効活用されているとは言えない大型バス20台分のスペースを活用いたしまして、求められている大型バスの乗降場所と二輪車不法駐車対策として、その場所を確保するという意味で、今回計上させていただいたところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 有料化の条例案が出たときに、9月議会ですね、図面を出してもらっています。それを見ても、この20台分というのが先ほどから言われているんですけど、私のほうではちょっと了解できないんですよ。どこに今まで20台分の、これ20台分の駐車スペースじゃなくて、大型バス20台分のスペースってあるけど、どこでどういうふうに今までなっていたのかということを含めて聞きたいんですけど。まず、その有料化の枠外でバスが20台入るスペースなんかないと思うんですけど、どこを指しているのか。この部門で3回しか言えないので。

そして、そこにカラー塗装していくとして204万6,000円。だから、これをなぜ今かけなきゃいけないのかという非常に大きな疑問になってくるんですけど、その工事費の見積り、いわゆるカラー塗装部分の平米数と、あと単価、そういうものについて、何で204万6,000円の、これ税込みだと思いますけど、そういう試算、算定ができていいのかということと、もう一つ、僕は一緒に伺っちゃうのは、二輪の取扱い、先ほども前段者が言っていました。じゃあ、二輪は、二輪の場所を、この枠を作って、この中に二輪駐車場ですよって入れていくのかということとは、そういう設計になってくるんじゃないかと思いますけど、今まで二輪は。

聞くとところによると、二輪というのはなかなか、どこでも止められるから、はっきり言って、空きスペースがあれば。ただ、二輪も違法駐車もあるでしょうけど。やっぱりここで、観光の部分を含めていけば、私は二輪も、この有料駐車場のほうに誘導して、その中に二輪の駐車スペースをつくって、車を使っている方については、車と同様に料金を取るべき。取っていくのであればね。私は取っていくことについて、また別の話になっちゃうんですけど、取っていくのであれば、そういうふうにすべきじゃないかなと。

ただ二輪で来た人があそこに止めて市内、例えば朝市に行くとか、観光施設に行くとかはないと思いますけど、その辺ははっきりしておいたほうがいいのかなと。二輪はただですよということは私はないと思いますけど、その辺を、今3点言いましたが、含めて御回答をお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず1点目の大型バス20台分のスペースということでございますが、これにつきましては現在、臨港道路沿いにあるスペース、そちらが有効活用していないというふうに申し上げましたけれども、その部分、外側から普通自動車の方々が、そこに止めていらっしゃる部分があるんですけれども、あそこについては、スペース的には20台、大型バスが止めることができまして、私はあまり実際20台止まっているところは見たことないんですけれども、あそこは20台分の大型バスが止められるというようなスペースでございます。

次に、工事費の積算ということでございますが、これについて設計が出ておりまして、例えば樹脂モルタル舗装工で申し上げますと単価が1平米で6,150円、また溶接式のシートというのを大型バスのところに4枚、二輪車用駐車場のところに2枚添付しようと考えておりますが、これにつきましては1枚が4万8,600円でございます。それに合わせて現場管理費であるとか一般管理費込みで、税込みで204万6,000円ということになります。

また、二輪車の有料化の問題でございますが、これにつきましては。

すみません。今の面積、申し上げます。樹脂モルタル舗装工は、全体で100平米でございます。

3点目の二輪の有料化についてでございますが、これにつきましては、現在、朝市付近の歩道の中に、不法駐車じゃないですけれども、そこが二輪の駐車の方が少し目立っているようなところでございます。それに対する対策として、今回、その場所に二輪車スペースを設けようとしたところでございますが、先ほども申し上げたとおり、近隣等の運用も参考に今回有料化の計画をしたところでございまして、その中に、なかなか二輪車を有料化の中に含めているという例もございませんでしたので、勝浦市といたしましても、そのようにしたところでございます。

とはいいいましても、やはり今回いろいろ二輪車の有料化について御提案もいただいているところですので、今後の検討課題というふうにしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 今、面積が100平米ということになると、単純に言うと10掛けの10が100平米なんだけど、仮に大型バスだと、100平米で20台入らないと思うけど、その辺ちゃんと試算しているのですか。条例のときも30万台と言いましたけど、それは後でまた質疑出ますけど、どうも言っていることが、かなり根拠がない言い方をしている。説明をしている。納得できないですよね、これね。

だから、このところをしっかりと、我々に提案されて、それを提案に対していろいろ質疑をするわけですけど、質問者のほうが納得できる説明を求めます。それで、今のやつでは納得できません。

あと二輪車についても、確かに浜勝浦川に蓋掛けしているところに、ツーリングで来たバイクなんか、よく止めてありますよ。だから、そういうところを排除するのであれば、やはり有料化の中に入れて、やるべきだと。1台2台で来た人たちは、それぞれに適当なところ止めるでしょうけど、やっぱり仲間で来たときには、ツーリング来たときには、その大きな台数があるので、その辺は、これはこれからの検討だそうですけど、もう事前に検討しておく必要があったんじゃないかなと。ほかに例がないんじゃないかと、例はつくればいいわけですから。そう

いうことをしっかりと考えていただきたいということで、これを、どっちに聞いてもしようがないので、それはそのようにしてもらいたい。ですから、今回のこの予算の計上の仕方は私はおかしいというふうに言わせていただきます。

何かそれについてありますか。じゃあ、どうぞ。じゃあ、どうぞじゃない。何か答弁あるうですから、議長、お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。先ほどの100平米につきまして、ちょっと補足させていただきたいところがございます、これにつきまして、幅が1メートルの線を、大型でいいですと縦6メートル、横30メートル、二輪車のスペースでいいですと縦6メートル、横10メートル、この幅1メートルの線を、枠を引かせていただこうと思っております、その枠の部分、線の部分の面積が100平米ということでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） それでは、ちょっと元に、前に戻させてもらいます。27ページの一般事務費の情報管理費175万1,000円、これ、ちょっと申し訳ない、言っている内容がよく分からないので、1回だけで終わると思います。事業の説明をお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。高橋情報政策課長。

○情報政策課長（高橋吉造君） お答えいたします。通信運搬費の件なんです、市役所の通常業務においては、パソコンでのメールの送受信やワード、エクセル等で作成した文書の管理については、いわゆる内部情報系のシステムネットワークなんですけども、これ内部情報系のシステムネットワークというのはL GWAN回線というふうに言っておりまして、このL GWAN回線を今回は更新しようとするものです。

なぜ更新しなきゃいけないかというと、今、全国の自治体が準備を進めております地方公共団体情報システムの標準化・共通化に対応するためのものがございます。今回そのために、第四次L GWANを今使っているんですが、これを最新の第五次L GWANの改正にしようとするものがございます。そのための措置として、新たな機器の設置やそれに伴う作業に係る費用が139万4,800円、及びL GWANの利用料が現行より増額されますので、その差額分35万5,300円を今回の補正予算に計上させていただいております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 分かりました。

続いて31ページ、漁業担い手支援事業の4名増加するので予算が足らなくなったということの説明です。非常にいいことだと思います。もっとも増額してもいいかなというふうに思いますが、なかなか、でも今回、技術指導者9名が新たに漁業に就こうという研修を受けるということで、非常に喜ばしいことだと思いますが、ただ、これ船に乗るのか。どういう業種で、この新たな4名が来ているのか、分かればお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。この4名に限らずということなんですが、9名皆さん、勝浦漁業協同組合、新勝浦市漁業協同組合に所属する漁業関係者の下で研修を行っております。具体的に言いますと、何とか丸さんとかという船に就いて研修を受けている形でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） この研修が有効なものになっているというのが内外に発信されれば、やはり漁業をね。今までだと漁業というのは非常に何か枠の狭い中で、技術取得も非常に難しい。要は、最終的に漁師になれるかなれないかは、その研修にかかっているだろうし、あとは組合の考えも、やっぱりそのところは広くやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひともこれを拡大できるような対策として、やっていただきたいというふうに思います。

次に、32ページの一般事務費の旧清海小学校の光熱水費の決算見込み。光熱水費のうちの、この修繕料とか、この予算は分かるんですが、現在ここ、旧清海小の貸付け等の対応が図られていると思いますが、その中身について、分かる範囲でお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。旧清海小の貸付けにつきましては、今年度の公募を8月4日から実施しておりまして、スケジュールで申し上げますと、12月2日に提案書の締切りを行いまして、これに対する応募というのはございました。この後、12月18日の日に審査会を実施いたしまして、その審査の結果によりまして、12月下旬に優先交渉権者の決定ができればというふうに思っております。その後は、手続にのっとり、今目指しているのは、4月上旬に賃貸借契約が結べればいいかなというふうに思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） そうすると、今までここ、旧清海小、何回も何回も失敗しているので、もうそろそろ頼みますよという話になるんだけど、どんな業種で今、来ているのかについて分かれば、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。審査会がこれからでございますので、それについては、また3月議会とかでお知らせできればと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） それでは、最後になります。議案72号、介護保険特別会計の包括的支援事業の認知症総合支援事業15万7,000円なんですが、この説明書の中に、需用費でデジタルカメラ1台購入になっているんですけど、事業とこのデジタルカメラの関連についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。篠宮高齢者支援課長。30秒。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えいたします。現在デジタルカメラは、認知症総合支援事業及び包括的支援事業におきまして、参加者の御了承の下、事業実施時の様子をデジタルカメラで撮影いたしまして、事業の周知、評価等に活用しております。

今回の補正予算におきましては、動画撮影も可能なものとしたしまして、こうした機能も有効に生かしていきたいと考えております。

○議長（佐藤啓史君） 次に、戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） それでは、質疑をさせていただきます。議案69号です。一般会計補正予算の32ページ、市営駐車場管理運営経費についてということで、何人かの方々が既に質問をされております。そういうところはダブらないようにしていきたいというふうに思うんですが、今朝ほど配られた資料ですけれども、それとの関連で若干質問の趣旨が変わるかもしれません。

まず1回目の質問ですが、この32ページ、市営駐車場の管理運営経費についてなんですが、私は基本的には、これ早くやってほしいなというふうには思っていたんです、正直なところ。私、大体週に1回、月末になると週に2回ほど、雨が降ろうが、天気がよかろうが、墨名の駐車場を使わせてもらっております。そういう関係で、海と反対のトイレに近いほうの路面は、かなり白線が、白い線が消えかかっているということを、まず1つ。2つ目に、アスファルトが結構弱っていて、大体親指の爪ぐらいの大きさの小石がぱらぱらと見えるということです。これはやっぱり市営駐車場としてはふさわしくないのではないかなというふうに思いますし、もう1点、これは雨の日に、雨が土砂降りのようなときに行っていただければ分かるんですが、トイレを利用しようとする、その前に、そうですね、横2メートルぐらいでしょうか、縦1メートルぐらいの水たまりができます。あのトイレの入り口の辺りに、よくできています。雨の日に、雨降りのときに使った人はよく分かるんじゃないかなというふうに思うんです。

それで、いつかそういう御意見を申し上げようかなと思っておりましたら、9月の有料化問題が出ましたので、私も忘れていました。ですが、今回こういう劣化している、経年劣化による、こういう万が一事故が起こったときには大変だというような状況については、一日も早く直していただきたいと、そういう思いがあります。

ですので、これは、端的に言いますと、結果的には有料化につながっちゃうのかもしれませんが、今回段階では、その有料化のためではないという、そういうふうに私は理解をしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今回提案さしあげている工事につきましては、劣化等に対応するものではございませんで、先ほど来申し上げているとおり、大型バスの乗降場所と二輪駐車スペースで改造しようとするものでございます。したがって、有料化のエリアとは別のものというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） そうしますと、私もちょっと対応が微妙になってまいります。いずれにしろ、全面的にあそこを改装するという理解をしておりますが、そういう中で、この二輪車とか大型バス駐車スペースを設けるというために、こういう工事をするというのが中心目的だというふうに今、答弁いただきましたけれども、今現在どういう状況になっているかという、この1か月間ずっと毎週のように見させていただいておりますが、以前は、あれ、どのぐらいでしょうか、太さ、五、六センチの太さがある鉄のパイプですか、あれは、重さがあるもの、あれで仕切られていたわけですね。最近はそれがなくなって、赤いカラーコーンが風で飛ばされないように設置してあるわけです。ところが、海のすぐ近くですから、結構それが、強風が吹きますと倒れてしまうんですね。ですから、どこからどこまでが駐車場なのか。勝手に止めていいものなのかどうなのかというのが分からない状況になっているわけです。

そういう状況ですので、そういう中で、その大型駐車場、バスだというふうに思いますが、大型バス駐車場、それから二輪駐車場の確保だけを中心的に、それを目的としてやるというのはいかがなものかなというふうには思うんですが、この大型バス駐車場、それから二輪車の駐車場確保というのはメインの目的だということは、それでいいんでしょうかということで、もう一度お尋ねします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今おっしゃっていただきました現在の状況、私どももあの管理につきましては、雨風で倒れてしまうとか、連日のように職員が現場に行って直したり、倒れたりというのを繰り返してございます。それについては適正な管理、努めてまいりたいというふうに考えております。

この場所につきましては、また先ほど来から申し上げているように、現在有効活用されていない、その大型バスの20台分のスペースの一部に乗降場所、大型バスの乗降場所を2枠と二輪駐車スペースを設けるよう改造したいというふうに考えておりまして、観光需要に対応したいという目的でございますので、御理解いただければと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） 最近、大型車とか普通車とか二輪車だけでないんですね。御承知のように今、若者あるいは中年層にとって人気の乗り物の一つに三輪車があります。ちょっと今、度忘れしちゃっているんですが、トライクとかという大型の三輪車ですね。そういうのもありますので、そういうことも見据えて、これから先、計画をされていったらいいんじゃないかなというふうに思いましたので、そのことを付け加えると同時に、質問の3つ目です。

この工事の時期、いつですか。それから、何日ぐらいを要しますか。そうすると、その間、車が止められなくなるとかというような問題も生じてくるのではないかというふうに思いますので、それを市民にどのようにお知らせしますかという、この3点お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。工事の時期でございますが、予算が可決されましたら直ちに所要の経手して工事に着手し、年度内には完成させたいというふうに思っております。また、工事の期間は数日間程度というふうに聞いてございます。

市民に対しましては、工事期間、また有料化の工事等もございますので、それと併せまして、広報等で周知してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第69号は、関係する所管事項について、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会へ、議案第70号ないし議案第72号は、産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第73号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。これより質疑に入ります。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） それでは、それでは、私のほうから、議案第73号について質問させていただきます。指定管理者の指定についてについてお伺いします。

墨名駐車場及び出水駐車場の指定管理をタイムズ24株式会社としたいという御提案でございます。これについてなんですが、例えば利用というか、トイレの清掃や管理業者が仕事をするためのその料金の体系はどうなるのかというのは、この資料、議案の73号の資料の後ろのほうを見ると、サービス券の発券機や事前ナンバー登録制などにより対応と書いてあります。このサービス券の発券機、これは、どこがどうやってこのサービス券の発券機を出すのか。そして、この事前ナンバーの登録というのは、これは事業者であるならば、例えばこの車でいきますと、ナンバープレートで多分登録はできることとなると思うんですが、これは一体どこが、これはタイムズ24だというふうには思いますが、どういうふうに手続が取られるのか。それについてお伺いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。サービス券の発券でございますが、少なくとも1台は観光商工課のほうに発券機を設置しようと思っております。また、これ事業所、事業者との相談でございますが、その台数を増やすことも考えております。

またナンバーの登録でございますが、これにつきましても、一時的には担当課のほうで対応したいというふうに思っています。それをまた機械のほうに登録するという作業がございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 久我議員。

○8番（久我恵子君） 取りあえず、そのサービス券については、1台は観光商工課のほうに置くと。そして事前ナンバー登録、これも観光商工課のほうで行うということですね。

事業者の方は、市の仕事で、あそこで例えばシルバー人材の方が今トイレのほうの清掃していると思うんですが、そうなれば、ここへ来れば全て事前ナンバーは登録されるということで承知いたしました。

このサービス券の発券機が観光商工課であるということは、例えばなんですが、現在、出水駐車場は勝浦集会所の駐車場としても使用されていますし、墨名駐車場近くのKAPPYビクターセンターでは市に関わる会議を多く、そこで開催されています。例えばそういうときには、観光課のほうにわざわざ来て、そのサービス券を取りに来るのか、それともそのサービス券は、その会議のときに配付されるのか、その手段についてお伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。観光商工課のほうで発券して、そういった会議に対応する、もしくは発券機を数台増やして、そうした場所に設置するというのも考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 久我議員。

○8番（久我恵子君） 承知いたしました。しかし、そうした場所ということは、これはKAPPYビクターセンター等にも、いずれは設置するというような考えでよろしいのか。その確認をお願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。それも観光協会との相談になろうかと思いま

すけれども、そこが一番利便性が高いかなというふうには考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、戸坂健一議員。

○10番（戸坂健一君） 私からは議案第73号 指定管理者の指定について、3項目通告をしてございますので、順に質問して。

まず1点目ですが、指定管理者の指定に当たって、9月議会の産業厚生常任委員会で附帯決議が付されております。この附帯決議に対して具体的にどのように対応した上で今回議案を上程されたか伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。9月議会、条例の附帯決議では、市民利用者の利便性の向上と地域経済活性化の観点から、駐車場利用時間及び駐車料金に配慮することと付されたところでございます。こうしたことも踏まえまして、例えば募集要項では追加の参考資料等を求めるなどしまして、事業者の提案の可能性も探ってきたところでございます。

今後、事業者との協議においては、あらゆる可能性も排除せず、こうしたことを念頭に行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 今後、事業者との協議に当たってはということではありますが、私は附帯決議は非常に重要なものだというふうに認識をしております。それに対して具体的な対応策が示されないまま今回上程されたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。協定自体は、この指定管理者の指定をもって、その後に結ばれるものでございますので、今確定しているというようなことは申し上げることはできないんですけれども、ただ、その協議の場に参考になるように、あらゆる提案を事業者からいただけるように努めてきたところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 再度、先ほど課長も、この附帯決議の内容をお読みいただきましたが、もう一度読みます。市民利用者の利便性の向上、まず、これが1つ、重要なところだと思います。また、地域活性化の観点から、駐車時間及び駐車料金に配慮することというふうにはっきり書かれているわけですね。ここについて、この指定管理者の指定が条例案に上がっているわけですから、ここについて我々、これもう委員会の全員賛成で付されているものだと思いますので、ある程度ここに対する回答を示した上で条例を上げるべきではないかというふうに思いますが、現時点では、これに対する答えはないということでしょうかね。それはどうなのかなと思います。

いろいろありましたが、商店街のにぎわい等創出事業のときにも同じように3月議会で附帯決議がなされて、それに対しては実行まで半年以上かかって12月の実行になりました。それだけ附帯決議が重いものとして執行部の皆さんが御理解をいただいて、対応策を考えた上で実施をしていただいたんだというふうに思っています。

同じように、この委員会の全員賛成で付された附帯決議に対して、どのようなお考えを持った上で今回上程されたのかということについて、市長ないし副市長から、お考えを伺いたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） 私のほうからお答え申し上げます。附帯決議につきましては、その内容からして、市民利用の利便性の向上と地域経済活性化の観点から駐車場時間及び駐車料金に配慮することとという、そういう附帯決議がついたと思います。ただ、この附帯決議については、全員賛成だからこれができるというものではございません。なぜかという、この市営駐車場の運営において市民に限定した附帯決議、その扱いについては、いろいろと疑義が生じております。

その一つとして、公の施設の在り方、これについては、公の施設は全ての利用者に対して公平なサービスを提供することが求められております。したがって、市民だけではなく、利用者全体に対しての公平なサービスということになります。市民だけ料金が安い、市民だけ1時間は無料にする、そういう扱いというのは、たとえ全員賛成されたとしても、それはできるものではございません。このことをしっかりと私は認識してもらいたいと思っております。

そうした中で、公の施設は広く公共の利益に資するべきであるということ、これが大前提でございます。これをもし皆さん方がそうじゃないと言うのであれば、我々としてみれば、行政の実務事例として総務省のほうにきちっと照会を出して、その結果に基づいて判断していただきたいと思っております。

したがって、今、戸坂議員がおっしゃられたことについては、私としては、今申し上げたことに対して、はい、そうですかと言うわけにはいきません。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 私はあくまで質問をただけでございまして、それに対してお答えをいただければ結構でございます。

次の通告してある質問であります。有料化によって周辺の臨港道路への路上駐車が増大が懸念されております。これに対してどのような対応策を考えているか伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。懸念されています臨港道路沿いの路上駐車対策につきましては、市としてできることを勝浦警察署、勝浦漁協と南部漁港事務所、この4者で相談しながら進めているところでございます。

具体的には、市営駐車場から浜勝浦橋までの縁石側面に10メートル間隔で20枚ほど、色としては目立つ色で広角反射する駐車規制のシートを貼付したいと考えております。

今後も、この4者で情報を共有しながら、路上駐車を抑圧を図ってまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 4者で協議いただいているということですので、特に臨港道路ですから、これは、失礼しました。そもそもが勝浦地区の特定漁港整備事業の中で、臨港道路も併せて整備をされたものです。その中で大きな目的として、出荷車両の通行障害を解消するということもありました。また、県と勝浦市の防災計画で、勝浦漁港は災害発生時の緊急物資搬入や避難所の海上輸送の拠点ともなっておりますので、ここでも有料化することによって臨港道路の路上駐車が増えるということは絶対にあってはならないというふうに思います。

今、駐車整備規制用のシートを設置するとありましたが、これは、いわゆる漁業関係者のト

ラックであるとか搬入搬出待ちのトラックに対してはどのような取扱いになるのか、現時点で分かればお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。その文言になりますけれども、例えば南部漁港事務所、勝浦市、勝浦漁協連名で、ここは臨港道路です、一般車両の駐車は御遠慮くださいといった呼びかけをしていきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 3点目です。潮風公園の利用者について伺いたいと思います。この潮風公園については、子育て世代を中心に遊ぶ、子どもたちの遊ばせる場所として、1時間、2時間以上の利用者も多いと思います。そうした中でどのような対応策を考えているか伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。特に子育て世代の潮風公園利用者への対応というのは私どもも必要だというふうに思っております。その運用については幾つか案がございますが、課題も多くございまして、今後、近いうちに最善の方法というのを見いだしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） この点に関しては特にお願いしたいところでありまして、今、御存じのとおり子育て世代、非常に経済的に厳しい中で子育てをしておる御家庭も非常に多いです。そうした中で、子どもたちの遊ばせる場所、また親同士の交流の場として潮風公園、非常に重要な場所でありますので、ここがお金がかかるということになれば、一つ勝浦市の子育てという面においてはマイナスになってしまいかねないと思いますので、ぜひとも福祉課あるいは教育課のほうとも連携をして、利用者の方々にニーズをしっかりと聞いて、それに対応する対応策をお示しいただきたいというふうに思います。これについては御答弁は結構です。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 私からも73号 指定管理者の指定についてということで質問させていただきます。

駐車場のこの有料化に伴い、指定管理者選定委員会が開かれて、そしてこのタイムズ24株式会社がプロポーザルにより選定されたんだと思うのですが、その選定基準というか、選定理由ということについての、どういうところがほかと比べてよかったのかということを御説明いただきたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず主な選定基準ということで申し上げますと、一つには事業計画の内容が利用者の平等な利用を確保することができるものであるか、事業計画の内容が駐車場の効用を最大限に発揮させるとともに管理運営の業務に係る経費の適正化が図られているものであるか、事業計画に沿った管理運営を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有するものであるかなどでございまして。さらに、この審査基準にひもづく審査項目等を提案していただきまして、内容を定めて審査したところでございまして。

御質問のどこがよかったのかというようなことでございまして、審査委員それぞれの判定ございましたので、一つ申し上げることができるかというところなんです、例えば当該事業者

につきましては、車番認証カメラの方式を取りまして管理運営方法を効率化されているという
ようなところもよかったのではないかとというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 多分、タイムズ24というこの会社の実績とかを考えると、そういったこと
も大きいんだろうなということを思っております。

本日、議会が始まる前に、この指定管理者の指定について提案の概要というのを頂きました。
このタイムズ24からの提案でしょうか、頂きまして、先ほど久我議員のほうも取り上げて質問
してくれておりましたが、その中、（4）番、駐車場の使用というところに、③番、利用料金
の減免はサービス券発券機や事前ナンバー登録などにより対応というふうに書いておまして、
先ほどその発券機の置く場所等について説明がありましたが、サービス券の発券、ナンバー登
録、これもこの用紙を頂いて初めて私は目にしたものだんですけども、こういったものを、
人とか車とかを対象として考えているのでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 質疑の途中でありますけれども、午後2時10分まで休憩いたします。

午後1時57分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。このサービス券の発券につきましては、規則
で定める減免の対象者ということになるかと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） それを聞いたわけですね。減免の対象者というのはどういう人を指すの
か。今日、本当に先ほどこれを渡していただいて見たときに、この利用料金の減免はサービス
券発券機や事前ナンバー登録などによる対応ということを見て、もしかすると産業厚生常任委
員会から出した市民への利便性を考えて出してくれたことなのかなというふうな、ちょっと思
いもしたわけですね。でも、だとすると、何を対象としているのか、どういう形で配付しよ
うと考えているのかという、この減免の対象ですね。もう一度、説明をお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。減免の対象者というのは、規則に定めており
まして、それが誰かという、これ国または公共団体が公務で使用する自動車を駐車する場合、
学校教育法、第1条に規定する学校が教育上の目的で使用する自動車を駐車する場合、道路交
通法第39条1号に規定する緊急車両を駐車する場合、その上記の3号に掲げるもののほか、市
長が特に必要と認める場合ということでございまして、この場合につきましては、先ほどのケ
ースでありましたように、例えば集会所の利用者であるとか、KAPPYビジターセンターの
会議、公のに準ずるような会議に出席される方、そういうような方を今は対象としております。
以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） では、それについては、また産業厚生常任委員会のほうでお話を伺いた
いと思います。

これ、今ので3回目ですよ。じゃあ、次の質問します。

○議長（佐藤啓史君） 次、2番目です。

○2番（渡辺ヒロ子君） この指定管理者ということで、有料化する場合、この有料化に伴って、市としての年間収入はどれくらいを見込んでいるのでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず使用料につきまして、条例の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めとなっております。また納付金については、募集要項で示しました料金収入から控除基準額と料金収入の1割を除いた額というのを基準といたしまして、今後、指定管理者との協議の上、決めていこうと思っております。

したがって、現段階で具体的な数値というのを申し上げるのは難しいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） この駐車場の有料化ということについては、市民からいろんな陳情が出ていたりとか、今日も私のところに2名ほどLINEが来たりとか、いろんな思いを感じていると思います。もう物議を醸しておりますし、また反対意見も多くあります。

ですが、この有料化というのが、ますます厳しくなるこの勝浦市の財政において必要なことなんだと。あと、免れることのできない人口減少、少子化という、この5年後、15年後の勝浦においても必要なことを理解いただくためには、今おっしゃったことよりももっと詳しいですね。数値が言えないと言うけれども、大体のところがある程度やっぱり分からないと、議員としても納得してということも難しいし、市民にも御理解できないんじゃないかと思うんですが、それはどこの段階で、ある程度目安がつくんでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。3月議会には当初予算という形で予算案を上程したいというふうに考えておりますので、その時点では協定も締結されておりますので、精度の高い数値をお示しできるのではないかとこのように考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） それでは、議案第73号 指定管理者の指定について、私のほうからは全部で9項目ぐらい、8項目か、出させていただきましたので、時間の範囲内で、それについて質問してまいります。

まず最初に、本当にこれまで前段者がいろいろと、このことについては聞いていますし、9月議会のときにもいろいろ聞いていますので、今度は実際の中身に入っていきたいと思えます。はっきり申しまして、明言できないことがあまりにも多過ぎるというのが私の今の今日の感想です。やっぱりそこは、議会に提案するのであるから、しっかりと提示してもらいたいというふうなことを事前に申し上げておきます。

それでは1点目に、指定管理予定団体は今日、それこそ今日配られたこの資料、今日配ること自体もおかしいんだけど、それによりますと、タイムズ24という株式会社が指定管理予定団体ということになりました。まず、この指定管理予定者を選ぶまでの経過について、1点目としては、応募してきた団体数、そしてプレゼンで提示された、それぞれの団体の年間利用台数、そして市の試算との違い。市は30万台と言いましたが、プレゼンで提示された年間利用台数は

幾らか知りませんが、もし違いがあるのであれば、その違いについて説明を求めます。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員、確認です。通告の質問とちょっとずれてきちゃっているんだけど、今の聞き方でよろしいですか。

○6番（鈴木克巳君） 予定団体決定するまでのことなので、決定する中でやっていることについて聞きたいので、もし駄目なのであれば、それは切ってください。

○議長（佐藤啓史君） いや、いいですけど。じゃあ、答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。決定するまでの経過でございますが、9月の市営駐車場設置管理条例の制定後、9月24日から要項を配布いたしまして、質問の受付、回答をした後、10月11日までに申請書の提出、10月30日までに提案書の提出を求めました。11月11日に指定管理者選定委員会を開催いたしまして、審査結果といたしまして、本事業者が決定したところでございます。なお、応募数につきましては2社でございました。

また、提案の中での利用台数ということでございますが、当該事業者だけ申し上げますと、約23万台というふうなことでございました。私どもの積算で9月議会のときに30万台と申しましたが、若干差異があったかなというふうに思いますが、当該事業者独自の積算方法を使いまして、そのような台数が出たところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 1番については、これで結構です。プレゼンの利用台数23万台ということの数字が出ましたので、23万台が基本になって、今後その料金とか、そういう体系の数字の基礎となるものだというふうに解釈いたします。ただ、その具体的なことについては、今聞く内容でありませんで、1番については、これで結構です。

次に、指定管理者選定について委員会を開いたと思いますが、これ答えられなきゃ答えなくて結構ですけど、委員会の構成についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この委員会の構成につきましては、副市長、都市建設課長、政策統括監、財政課長、観光商工課長、商工団体の有識者といったしまして、勝浦市商工会、勝浦市観光協会より、それぞれ1名、参加していただきました。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 副市長2名おるんですが、これは個人名出してもらいたいんだけど、どちらの副市長がされたのか。この経過の中で、後で聞いておきたいと思います。

それで、委員会の構成だけなので、もう一度、副市長はどちらがされたのか、お聞きします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） 加藤副市長でございます。

○議長（佐藤啓史君） じゃあ、鈴木さん、次の質問お願いします。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 続いて3番目の指定管理者募集要領についてお伺いします。これ、この後のやつは全て市のホームページに掲載されている中のことについて補足していただきたいなということで、お伺いしていきます。

まず、勝浦市営駐車場指定管理者募集要領の中に、先ほどもありましたが、これは募集要領において2社来たということですけど、募集要領の3の（3）と（4）に料金関係があるんですね。3は業務に係る経費に関する事項ということで、その中の4番の納付金、これが先ほど

前段者も言っていたんですが、数字はまだ今後決めていくということらしいんですが、募集要領で、この納付金についてうたっている納付金の計算式があります。この計算式は料金収入から控除基準額と料金収入の1割を引いたものが納付金となるようになっていきますので、これについては、2社来た中で提案があると思いますので、その試算数字について教えてください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この今回の候補事業者の提案数字でございますが、料金収入につきましては、4パターンの試算をしてくているところでございます。

今回私どもが求めております数字につきまして、控除基準額を各事業者に求めたところでございますが、当該事業者につきましては、その控除基準額は720万ということでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） そうしますと、やっぱりこれ2社来ていて、どちらを選ぶかって、いろいろプレゼンやって、市が委託するに値するところですが、点数表もありますので、その点数表に基づいてつけていって、点数がいいほう、高いほうというのが通常のやり方ですけど、この数字が、納付金は幾らになるかというのは先ほど答えられないって言ったけど、これは応募してきた会社が試算して出してくていると思うんですよ。そうじゃなければ比較対照できないので。ですから、その数字は持っていると思うんですけど、それは答えられないんでしょうかね。

そうすると、非常に面倒なんだけど、私はここは、委託業者を、指定管理業者を決めるに当たっては、非常に大事なものだと思う。というのは、市のほうも、収入確保というのは最初の条例のときにあるんですね。それを、その収入を今後の観光事業に充てていくという説明があるので、そこが我々に対しても、公示って、表示できないのであれば、これはおかしいかなと。

ですから、いや、1社だけでいいですよ。この今度のタイムズの、そこがどういう試算をしてきたのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まだ料金等、今後協議において決めていくところでございますので、それについてのお答えは控えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） これはもう何回聞いても答えられないということですので、しょうがないですね。

それでは、ここはもう完全に理解できないんだけど、4番目、市営駐車場指定管理業務仕様書について伺います。仕様書の中に、減免措置があります。これもやっぱり減免するのはどこまでだというのがありますので、9の業務内容の中の①に利用料金の徴収業務と②に利用料金減免への対応という部分があります。そこには法的なもの等含めて減免対象が書かれていますので、それが今日上がってきた中に記されていた、先ほど前段者が質問した中にもあります。この減免対象は今日の紙で分かりましたので、料金の徴収管理についてシステム、いわゆるその中の管理をどのようなシステムで行うのか、そしてまた場内でトラブルがあった場合の対処もこの中にあるんですけど、それはどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。料金の徴収のシステムにつきましては、事前精算機というのを駐車場内に設置いたしまして、退場する前に一旦そちらで精算をしていただいて、そのまま退場していただくというような形になっております。

また、場内でトラブルが発生したときでございますが、これにつきましては、24時間365日対応できますコンタクトセンターという独自の社内のセクションがあるということでございまして、一義的には、そのコンタクトセンターが全てトラブル発生の際の対応をしていただくというようなことになっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 料金徴収のシステムは最新のものを、これを見ると使うようですね、カメラ式ということで。バー式じゃない、バーはないんだろうと。その確認と、カメラ式だと、どういう感覚でやるのか。私、カメラ式入ったことないので分からないけど、今はもうカメラも高性能で、即カメラの映像を送れる時代になっていますから、対応できるんでしょうけど、どういうシステムでこれがカメラを使ってやるのか。例えばカメラで車から運転手まで撮影して、やる方向なのか。何かあったときに、それをどのように対処するかも含めて、そのシステムについて伺います。

また、トラブルで、今コンタクトセンターが24時間稼働していますよという。だけど、トラブルというのは現場に来ないと、どんなトラブルがあったのか分からないと思います。そこについては、警備会社が入っているのかどうか分かりませんが、即対応しなければ警察等の問題も、警察って道交法じゃないからあれだけど、何かトラブルは道交法以外にもあると思いますので、その辺の対処がどのようにされるのか。人が張りついていないのであれば余計に、その辺の問題をちゃんと聞いておかなきゃいけないかなというふうに思います。その辺についてお答えください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今回御提案いただいている形はカメラ方式ということでございますので、出入口にバーというものはございません。そのカメラ方式というのがどういうものかということでございますが、それにつきましては、入庫時に車両のナンバーをカメラで撮影されます。それと、精算機に御自分のナンバーを入力していただきますと、そのナンバーと入庫時のデータをひもづけて、自動的に駐車料金が計算されるというようなシステムでございます。

また、コンタクトセンターの対応でございます。トラブル発生時、いろいろなトラブルあると思うんですけども、いずれのトラブルに対しても、このコンタクトセンターが対応することということでございまして、例えば機器の故障であるとか、また場内での事故の発生時ですか、それについても、まずはコンタクトセンターが受けるわけでございますが、同時に警察に対する通報、緊急車両に出動要請するとか、現場にスタッフ等を派遣いたしまして現場検証をするなど、そういったような形で、スタッフが急行するような形になっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） カメラ形式で、入庫した場合、ときにカメラで車撮って、そこには人、運転手が映るのかどうか分からないけど、出るときに自分のナンバー、例えば1234であれば、出るときに1234押せば、また、そこで精算ができるということなんでしょうけど。これ、今の機械

だから、かなり精密になると思うけど、単純に考えたときに、10分ぐらい前に入ってきた車のナンバーを覚えておいて、出るときに、その自分のナンバーじゃない車の番号を打った場合はどんなふうになるのかなというふうに、そう思っちゃっているんですけど。無料になっちゃうのかなと。それは対処するんでしょうけど、その辺の協議というのはやっているんでしょうか。

その辺を1点と、あとコンタクトセンターというのは、これ、すぐ駆けつけるというけど、これ、どこに事務所があるんですか。やっぱり対人が、その事故なりトラブルに対応しなきゃいけないので、逆にトラブルを起こしちゃった、例えば車をぶつけられちゃった、中で、人は、じゃあ、どこに通報するのか。警察なのか、そのコンタクトセンターなのか、その辺の対応はどういうふうになっているのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まずコンタクトセンターの場所でございますが、これにつきまして、コールセンターでございますので、全国に4か所あるということですので、現場にスタッフが急行するところではございません。

現地で現場にスタッフが急行するというのに対しましては、現地の拠点というのがございまして、これにつきましては。すみません。ちょっと資料にはあるんですけど、ただいますぐ見つけれませんので、この近隣にその拠点、委託警備会社であるとか、委託事業者でございますので、そこが現場に駆けつけるということでございます。

また警察についても、コールセンターもしくは本人が通報するように、コンタクトセンターのほうから指示が出されるというようなことでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） じゃあ、今日中にちょっと教えてください。

何となく分かりづらいんですけど、やっぱり市が指定管理に委託してやるということは市がやっているのと同じなので、市民なり利用者は勝浦市に対して、どこが管理していようが、勝浦市の駐車場になるので、市がその辺を早急に対応するようなこと、業者任せではなくて、そこは管理に対して必要なのかなと。

今の事故があった場合も、24時間は、それは機械が対応するでしょうけど、夜中に例えばそういう事故があった場合、やっぱりこれは市にも通報する、こういうものがあったということは通報できるようなシステムがあってもいいんじゃないかなというふうに思いますし、その辺は、この選定委員会の中で、そういう議論がなかったのかな、ないほうが不思議じゃないかと私は思うんだけど、その辺の今言ったようなことについて、中での議論があったのかどうか、質問とかね。委員さんのほうから、そういう質問とかあったのかどうか。あったとしたら、どんな質問があったのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。先ほどの拠点について、ちょっと追加で、今言わせていただいてもいいでしょうか。対応拠点としまして、当エリアでの加盟店ということで、勝浦市内の江澤自動車さん、いすみ市のカーアシストジャパン、レッカーアーバンさんなど、ございます。

審査会におきまして、そうした委員からの質問があったのかというようなことでございますが、プレゼンテーションをこちらのほうでお受けする中で何点か。その辺、ちょっと整理させ

ていただいていいでしょうか。ちょっとお時間下さい。すみません。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員、次の項目の質問に行っちゃってください。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） いろいろと申し訳ないですね。こっちが逆に謝っちゃう。どこまで行ったかな。

次に、これだ。募集要領及び仕様書の追記及び修正についてというものがホームページの中でありました。それで、この中を見ていくと、最後の最後に仕様書の中に追記とその他があります。その他の中に一番最後に検討内容というのが入っていきまして、入庫後最初の60分までは無料、60分を超え90分までを300円として、90分を超える場合はその超える30分までごとに100円追加すると、加算するというのが、この仕様書の追加で出ています。これホームページ見れば出ています。これが検討内容ということですが、これはプレゼンの中で、当然これも出してあるはずですけど、これに対してはどのような検討されたのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。ここの仕様書追記につきましては、様々な観点から検証や協議できるよう、追加で資料の提出を求めたところでございます。これについてどのようにというのに関しましては、今後の事業者との協議において、これを活用するようなことを考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 業者決めるんですよ。だから、業者決めるに当たって、比較するわけですよ。これに対して、検討内容について、業者さんのほうがどういう感覚でこの検討内容を見てきたのか。最初の30分まで無料というのが条例の中の数値で決まりですよ。それを検討内容で60分まで無料ということを検討しましょうということは、先ほど前段者の戸坂委員が言った附帯決議、これに基づいてこういうのが出ているのかなということにもなりますけど、その辺がはっきり言ってもらえないと、やっぱりこれ、もうちょっとしっかり考えてもらいたいというのが今、感想なんですけど。全然これについては議論がなかったのか、あったとすればどういう議論があったのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。募集要領及び仕様書の追記、修正については、私のほうから要望させていただきました。先ほど前段の議員からもあったとおり、9月議会ですか、様々な御意見をいただいた、市民の方からも御意見をいただいている中で、1時間を無料にした場合に収益性があるかどうか、それを確認した上で提案してくださいという意図で、修正、追記をさせていただきました。

審査会の中で2社の御提案があつて、2社とも1時間無料でも収益性があるという御提案をいただいております。ただし、この1時間の無料の提案は、今回の業者の選定の中での点数配分には影響しておりません。まずは原則として条例上の30分無料、それ以降有料という枠内で、御提案いただいた内容を今回審査させていただいております。

ただし、一応、付言させていただければ、我々は条例の範囲内で、これから料金を設定していきますので、例えば30分無料、1時間以降有料にしています。30分から1時間の間、仮にこれを料金を取らないとしても条例違反ではないというふうに認識をしております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 委員長が答えてくれたので、その分は納得しますけど、これが課長から答えるのは難しかったのかなと思いますが、こういう大事なところを決めるに当たっては、あまりにも答えが軟弱です。しっかりと議員のほうに説明をして、これが説明責任ですよ。ですから、そのところを、今、加藤副市長が委員長としての立場で答えてもらいましたが、ここは、このようにしていつてもらえるのであれば、我々も、私は反対していましたが、賛成した議員は少し浮かばれるのかなというような、言い方おかしいけど、そんな感じです。

実際に渡辺ヒロ子議員も言っていましたように、反対者が本当に多いんですね、今回については。ですから、請願や陳情という形で、請願じゃなく陳情まで本当に上がってきたということについては、やっぱりこれ重く受け止めていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思いますので、このことについては、今後も十分検討していただかないというふうに思います。

あと最後に利用状況の変更と、あと駐車場の運営管理仕様書というのがあるんですけど、減免対象者。先ほども出ていますが、やはりここで減免する方。1時間になれば、それはある程度30分減免の部分に入ってくるので、相当違うんだなと思いますけど。あとは先ほども出たような公園利用者とか、あと朝市の買物した人とか、観光客の中でも釣りに来た人はまた別としても、少なくとも市のこの観光朝市に来た人が1時間を超えたら、やっぱり200円取るのか、300円取るのかになっちゃうんですけど、そのところは、もうちょっとしっかりと検討した上で対処していただきたいと思いますが、その辺についての考え、今、副市長言ってもらったので、いま一度、加藤副市長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） 減免の考え方でよろしいですか。減免の考え方につきましては、先ほど課長が御答弁したとおりでして、市に係る会議あるいは集まり等、来ていただいた方に、まずは減免をします。あるいは我々が公務で使う場合に、公用車のナンバーを登録しておいて、それ減免とは言いませんけれども、料金がかからないようにするとか、あとは道路工事等で来られる業者さんの駐車場にするとかという考え方を基本にしております。今後、有料化した後に、様々また御意見をいただく、あるいは状況の変化あると思いますので、そういったところを指定管理者とも協議しながら、減免の在り方については逐次考えていきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） 私からは、細かく言っても3点なんですけども、前段の議員の質問と重なっていますので、指定管理者の募集に対して何件の申込みがあったということは、もう伺っておりますので、結構です。

ただ、今朝、この指定管理者の指定についてのお知らせ、内容的なお知らせ頂いていまして、これに関して、ちょっと説明聞くことも可能だということを伺っておりますので、これを私、2回目以降の質問で伺おうと思っていました。よろしいでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） はい。

○5番（岩瀬 清君） この裏面の（6）番の地域貢献、この1番と2番、1番に関しては、昨今カーシェアリングとかという言葉をよく聞きますけれども、この内容の説明と、じゃあカーシェアリングの設置に対してはどのぐらいの台数を考えていらっしゃるのか。②の病院をはじめと

する周辺事業所との提携。病院、歯医者さんは入らないのかななんて単純に私考えたんですけども、この周辺事業所とは種別としてどのような職種があるか、お尋ねします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まずカーシェアリングにつきましては、今回、自主事業として御提案があったところでございます。御提案の内容で申し上げますと、墨名、出水にそれぞれ1台程度車両を設置いたしまして、例えば車を持たない市民の方が買物等で御利用するとか、また鉄道で来訪された方が周辺観光のために利用するなど、そういったような使い方ができるのではないかとこのところでございます。

また周辺事業所との連携でございますが、ここ病院をはじめとするとありますが、当然、病院だけではないということございまして、こういった事業所、飲食店でも大丈夫でしょうし、歯医者さんでも大丈夫でしょうし、周辺の事業所全般を指しているところでございますが、こういった事業所さん、御希望があればサービス券の発券機、その事業所で設置し、例えばお客様などに対する割引サービス、そして御優待分の券を発行するとか、そういったような利用ができるというような御提案でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） ありがとうございます。今いろんなデジタル関係が進んでいますから、今、課長のおっしゃったようなことが可能な時代なんだろうね。ありがとうございます。

じゃあ、2つ目の質問です。勝浦市のこの市営駐車場の指定管理者、この議案の関係ですけども、もし指定された、タイムズですか、が利用料ということで収益が上がることになると思いますけれども、そういった収益に対して法人税、これは勝浦市に入るのかどうか。また入るとしたら、法人税ですから、私もちょっとは調べたんですけど、幅がありますよね、20%台から30%ぐらい。そういったことも含めてお教えいただけますか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答えします。法人市民税の関係でよろしいですかね。

○5番（岩瀬 清君） 住民税、市民税、別々に分ければ。

○税務課長（大野 弥君） 法人市民税ですね。住民税の一種ですけども、その法人市民税につきましては、今回、駐車場の指定管理に伴って法人の事務所、事業所が勝浦市内に設置される予定はないと今聞いておりますので、現時点においては、法人市民税が発生する見込みはないと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） ちょっと確認させていただきます。勝浦市の財産であるこの市営駐車場から発生する利益、収益金、それは勝浦市に税金としてキックバックといいますかね、変な言い方しますが、要は返ってこないというふうに判断してよろしいわけですね。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。法人市民税については、今現在対象にならないかと思うんですが、固定資産税の中で償却資産に係る部分がございます、事業に供している償却資産に対して、固定資産税がかかる可能性があります。

それについて、例えば法人が設置した精算機とか看板が法人所有であれば、それが対象になりますので、その申告の対象にはなるのではないかと今考えております。その申告次第で、固

定資産税が発生する可能性はあるかもしれません。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） ありがとうございます。じゃあ、あるかもということです、後ほど、この後すぐとは申しませんが、私のほうで伺いますので、分かる範囲でお教えいただきたいと思います。1週間、2週間、もっと先になるかもしれませんが、伺いますので、よろしくお願いします。

最後の質問です。この指定管理の期間は何年とされる予定でしょうか。まず、それを先にお尋ねします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） 5年でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） ありがとうございます。すみません。私が見落としているんでしょうね。そうですか。すみません。

これ5年とした根拠は。3年ということもありかななんて私、当初は考えたりもしたんですけど。

入っていますよね。すみません。

3年もありかなとも思ったんですけど、5年にした根拠をお示しいただけますか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。確かに指定管理する場合、初期投資なども発生いたしますことから、これらを考慮しますと、複数年で必要かなというふうには考えております。あと一方、一般的に機器の対応であるとか更新の時期というのが5年程度ではないかというようなこともございます。そしてまた運営状況とか環境の変化に応じまして見直しも今後必要になることも、必要というふうに思っておりますので、そうした期間として、5年が妥当であるというふうに判断したところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

次に、戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） それでは、議案第73号について質問したいと思いますが、最初に予定をしておりました、このタイムズ24株式会社を指定するに至った経過と理由ということでありますけれども、前段の議員がいろいろと質問をし、およその内容が分かりましたので、これは省きます。

2つ目なんですが、念のために確認します。9月議会提案時点では利用台数はおよそ30万台ということでしたが、先ほどの課長の答弁の中では、業者と話し合う中で23万台というふうに現在では考えているということで、今後はこの23万台をベースにして様々な計算をするという理解でよろしいかというのが1つ目でありまして、2つ目は、9月議会時点でも言われておりましたが、1日といいますか、最大、ふだんは600円だけれども特別な期間は1,000円にしますよという内容がありましたですね。その特別な期間というのは恐らく業者との話合いの中でもされているだろうというふうに思いますので、例えばビッグひな祭りの時期のこの2週間とか、ゴールデンウィークの何とかとか、話合い、当然されているというふうに私は思っておりますので、その辺、あらかじめ教えていただきたい。質問をいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この当該事業者の予測値である23万台辺りを基準に計算されるのではないかというふうには思っております。また、特別な時期、上限が変わる時期でございますが、繁忙期か繁忙期でないかの差でございますが、ただいま事業者とは、土日を繁忙期とするか、もしくは土日と7月、8月に関して繁忙期とするか、そうしたようなことで協議をしていければというふうには思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） じゃあ、そのことに関わってなんですが、今、課長の答弁の中から、土日を繁忙期とするかしないかということと、それから7月、8月を今検討の対象にしているということでしたが、そうするとビッグひな祭りなどは、もう関係なくなっているわけなんですか。というのが2回目の質問の1つで、それで、なぜ土日、なぜ7月、8月ということが、この特別なといいますか、繁忙期というふうに提案をされているのでしょうか。3つ目に、どちら側からこういう提案をしたのかということについても質問をしたいと思います。お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず1点目、ビッグひな祭りを特別繁忙期というような設定というのは今考えていないところでございますが、今後、協議において、それも含めてくる可能性もあるかなというふうには思っております。

また、なぜ7月、8月かというような御質問でございますが、これ夏の、いわゆる一般的な繁忙期ということで、7月、8月というのが一般的な繁忙期として考えたところでございます。

また、これ、どちら側からかということでございますが、私どもも、これ、この設定については、こちらのほうからも御提案して、この場合はどうでしょうかというような投げかけをしているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） よく分かりませんね。これまでの私の経験といいますか、一般的には、すごく混んじゃって道路渋滞したというのが、ビッグひな祭りの時期であり、それからゴールデンウィークの時期であり、その次に道路が混雑しているというのは、どなたも御承知のように、土日祝日ということだと思います。

夏の7月、8月は、海水浴をされる方々が、砂浜の近くの駐車場やその周辺は確かに混み合うというのは私も経験をしております。ですので、なぜこういう議論になるのかというのはちょっと分かりません。繁忙期という何か特別な捉え方があるのでしょうか、ということで、よく分かりません。この続きは次回にしたいと思います。

それで、最後の質問になります。3つ目です。これも答えていただけないのかなというふうには思いますが、念のため、質問をいたします。収益の推定額、つまり23万台を基本にして、それで、料金の全体が入ってくる。その中から必要経費は差し引いて収益の部分があって、その中から10%は業者で、残りは市に入ってくるというようには理解をしたわけですが、念のために、その辺もう一度、私でも分かるように説明していただければ大変ありがたいです。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。先ほど来御質問いただいている件です。各事業者か

らどういった御提案があるかというお答えはできないんですけれども、サンプルでお答えさせていただきます。駐車場収入を仮に5,000万円と捉えたと、タイムズからあった固定分は700万円、これ税抜き税込みありますけれども、売上歩合分、これ10%です。つまり、700万円と500万円、これが1,200万円が事業者の取り分で、3,800万円がこちらに入ってくるというような形ですので、大体8、2ぐらいで市に入ってくるというところでございます。よろしいでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。

質疑ありませんか。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 私から、今いろいろな意見もほかの議員から出ていた中で、実際、市のほうも23万台なのか、そして今、加藤副市長が言われるように、5,000万の収益が、果たしてそれがどうなのか。先ほどの質問の中で1時間は無料みたいな条例の中で言われたんですけど、この1時間を無料にすると、その収益も相当減る。じゃあ実質何ぼ、それをカウンターしてですね。

私はこの1か月、駐車場を毎晩見に行っています。日曜日も夜9時、10時、毎晩見に行っています。そうすると30台、40台、地元の車から、そしてまた県外の車、駐車されています。それは今後、有料になったときに、どこへ止めるかという問題があります。そして市民の駐車場として、特定の無料にすることが果たしてどうなのかと。それは一般の中で騒いでいる人間もいます。騒いでいても、この財政をどのように。先ほども、この補正予算でも300万とか200万とか出していく。それが福祉向上とかインフラの整備、それをしなければいけない中あります。

そうした中で、実際の話、私の試算であっても、十二、三万台から23万台までは、それはビッグひな祭りとか、もろもろあっても、そこまで行かない。だけど収益率は、仮に5,000万じゃなくとも、二、三千万の、これがインフラとか福祉に返すことができるのであれば、これを市民にやっぱり納得してもらって、これを行政運営の中で試行としてやっていただけないかという私からの要望と、この辺の考えを再度、最終の議会でもこの辺の話が出たり、また傍聴に来る人間、そういう人たちには訴えるべきだと思っていますので、その辺、執行部のほうも重々計算し、今から。平日では70台ぐらいしかありませんね。それを試算したときに、どこまで、これを誰が行政の中で、係長でも、係長以下の人間でも、のぞいてみれば、1日の試算が上がってこようかと思うんですけどね。その辺を十分検討し、この財政をどのようにするかって問題が基本条件だと思いますので、その辺を考えていただきながら、答弁要りませんから、私の要望として訴えます。

○議長（佐藤啓史君） 質疑でございますので、答弁を。

○9番（寺尾重雄君） 要らない。

○議長（佐藤啓史君） 答弁をいただきます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。今回の駐車場の有料化、これにつきましては、逼迫する市の財政において少しでも財源を確保しようということで始まっております。なので、その目的というのはぶらすことなく、庁内で議論してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

竹下副市長より発言を求められております。

○副市長（竹下正男君） 最後になりますけれども、私のほうから、先ほどの附帯決議について、どうも内容が、文面の内容を皆様方が一様に理解をしていないということの中から、もう一度、再度申し上げます。市民利用者の利便性というくだりでございます。

市民利用者の利便性を図ることを主体とした文面で、私どもとしては、先ほど私が申し上げたとおり、それはできませんよ、それは公平性に欠ける問題ですよ、公共施設においては同じ扱いをしなくちゃいけないですよ。したがって、そういうことを踏まえた上で、この市民利用者というのを我々は、市民利用者ではなく利用者、あそこを利用する方、いわゆる市民であれ、市外の人であれ、そういう人たちの利便性の向上をもう少し図ろうという形。これは額面どおりに捉えれば、もうこれはできませんよと言っちゃうんですけれども、そうは言わず、あくまでもこの附帯決議のついた文面の、行間を読んで判断すると、それは利用者に対してもう少し利便性を上げていくのが、観光振興の面からも必要じゃないかというふうに思って、我々としても、まだ結論に至らない段階ではございますが、その辺の検討はしているところでございます。

どうかその辺も理解していただいて、あくまでもこの附帯決議事項について固執されて、金科玉条のごとく言われたとしても、我々はそれに対しては応えることができません。それこそ、先ほど言ったように、総務省のほうに確認を取るしかない。そうじゃなくて、そういうことはしたくないし、どうしてもこの観光振興という面を前面に出して、どなたが利用しても、ある程度の利便性の図れたやり方というのが一番いいのかなと私は思っておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 質疑の途中でありますが、午後3時15分まで休憩いたします。

午後3時06分 休憩

午後3時15分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第73号は、産業厚生常任委員会へ付託いたします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第74号 動産の買入れについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑に入ります。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、戸坂健一議員。

○10番（戸坂健一君） 私からは、議案第74号 動産の買入れについて、3点通告してございますので、順次質問をまいります。

まず1つ目、1,500台導入とありますが、これについて、なぜ1,500台なのか、数的根拠につ

いて伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。12月現在で、戸別受信機は市内各地で合計1,979台を配備しております。このうち公共機関等の配備台数を除いた各世帯への配布数は1,894台。この内訳は、勝浦地区875台、興津地区357台、上野地区278台、総野地区384台であります。また、防災情報伝達手段の多様化として、防災アプリかつうらメイトや防災メールを導入しており、その登録者は現時点で、かつうらメイトが4,605人、防災メールが2,404人であります。さらに、人口減少に伴う世帯数の減少など、これらを勘案し、今回は購入台数を1,500台としたところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 1点目については、以上であります。

2点目ですけれども、デジタル化対応端末の導入ということでありましたが、現行機種との具体的な機能的差異について御説明をお願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。現行のアナログ機との差異については、音質がクリアに聞き取りやすくなるということが特徴でございます。緊急通報時に自動的に最大音声となる、また停電時に自動で乾電池動作に切替え等の主な機能については、現行のアナログ機と同様でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 今回、予算額が、予算額というか、条例に上がっている額が5,000万弱ということで、単純に1,500台を割ってみると1台当たり3万4,000円前後になろうかなというふうに思います。これについて今、機能の説明いただきましたけれども、デジタル化対応端末ということで、例えばその機器そのものに何か表示されるようなものではなくて、あくまで機能的な向上を図ったものという理解でよいか、いま一度説明をお願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。今回の買換え、デジタル化については、防災行政無線をアナログ波からデジタル波に改修したことに伴うという理由が主な理由でございます。機械、本体についての機能的な向上というものは特にございません。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） それでは、3点目、通告の質問に移ります。防災無線、かつうらメイトと併せて、勝浦市の防災行政における戸別受信機の今後の在り方について伺いたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。本市の防災情報の伝達手段は、防災行政無線が主軸であり、戸別受信機とかつららメイト、防災メール、防災テレホンサービスが補完しております。さらに今後は、これに市公式アプリのLINEも加わる予定であります。

スマートフォンが広く普及し、肌身離さず持ち歩く習慣がついた現在において、スマートフォンにかつうらメイトを搭載すれば、いつでもどこでも防災情報を受信できる、ポケットの中の防災行政無線、戸別受信機となります。このようなことから、今後も、かつうらメイト等の利用を推奨、推進していく考えであります。

一方で、様々な事情からスマートフォンを所持しない、所持しても防災アプリを使用しない、利用しない方は、今後も一定数はいらっしゃると思われます。このため、今後も防災情報伝達手段の一つとして、戸別受信機を継続して運用していく考えでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） スマホが普及をしている中で、かつうらメイトと併せて、また今後は公式LINEの普及も図っていくということだろうと思います。そうした考えの中ですと、そもそもこのかつうらメイトも、戸別受信機をポケットの中にとすることで我々も説明を受けました。それを利用しない方、利用できない方に対して啓発活動を行っていくことが何よりも重要じゃないかというふうに思うんですね。今、市のほうでもスマホ教室もやっております。ですから、そういう方々に合わせることももちろん重要だと思いますが、そうじゃなくて、いや、こっちのほうの方が便利ですよ、緊急のときに携帯の基地局がたとえ破壊されたとしてもWi-Fiがあれば届きますよとか、メリットも多々あると思いますし、もう時代の流れとして、そこに予算をかけることももちろん重要ですが、デジタル化というのは基本的には行政の効率化を図っていくものだというふうに思いますので、財政逼迫していく中で、今五千数百万かけていくということに対して、それが本当に有効なものかどうか、しっかり検証していく必要はあろうかというふうに思いますので、伺いたいのは、今後の戸別受信機の在り方ということで再確認ですけども、この1,500台について、もう完全に無償貸与ということなんでしょうか。

ほかの自治体等見ますと、例として購入補助、半額補助等々あります。ですので、こうした考え方も含めて、戸別受信機を今後どのように配布していったら、これを全額補助というか、市のほうで無償貸与で今後もやっていくのか、あるいは考え方として有償貸与というか、あるいは半額補助であるとか、補助金の活用というか、補助として、市の市民の方々に負担をいただくような考え方も、していかなくちゃいけないところもあると思うんですけども、その辺について、お考えを伺いたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。現在運用しているアナログ機につきましては、購入価格の3分の1相当につきまして、利用者の方から加入金として負担をいただいておりますが、今回導入するデジタル機については、無償配布とする考えであります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

次に、渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 私も第74号 動産の買入れについてということで、この防災行政無線戸別受信機1,500台で買入れ価格5,164万5,000円というふうにあります、ここについての質問を考えておりました。

今の前段議員の話で大まかいろんなことが分かったんですが、この無償配布というんですか、ということで、実際、私の認識がもし間違っていたら御指摘ください。デジタル化とかも進められることについて、町なかの無線のスピーカーが減りましたよね、間引きされて。

例えば、うちを例にしますと、今までは聞こえていたのですが、部屋に入って窓ガラス閉まっていると、ほとんど聞こえません。今まで市営駐車場のところにスピーカーがあったと思うんですが、まず近隣の人も聞こえないと言っている。そして、墨名の駅裏等も、ほとんど聞こえないと言っています。

なので、かつうらメイト、自分も利用していますので、特に困ることはないんですが、やはりこの戸別受信機があればいいなと思っているんですが、これを配布いただくとき、利用する人からの申込みになるんですか。何かどういう形で、これを市民にお知らせして、どういうことを対象にして、この配布の仕方というんでしょうか、についてちょっとお話を伺いたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。今回のこの1,500台の配布につきましては、アナログ機との交換を基本としつつ、防災行政無線の難聴区域、津波浸水予想区域、また現に豪雨等により河川が氾濫した区域、土砂災害警戒区域等に居住する配布希望の世帯に対して、こちらのほうで意見を伺いながら、集中して配備していくという考えでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） かつうらメイトでいいわという人もいれば、やっぱりうちにいるときにはこれが欲しいという人もいると思うんですね。その周知だとか、あとアナログ機と交換できるんだとか、知らなかったわということがないように、周知のほう、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。それで終わりにします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 議案第74号、前段者2人の質問でよく分かりました。ですが、その中で1点2点ちょっと、くどいかもしれませんが、伺わせてもらいます。

まず、今の無償配布ということで、現在のアナログ機は、たしか個人負担があったと思いますが、それは無償配布、それ、よろしいと思います。そして希望者については調査していくことですので、これについては特段問題ありませんが、私も上野に住んでいて、近いところにあるので、結構聞こえるんですけど、やっぱり災害のときには、災害というか、台風とか大雨とかになると聞こえづらい部分がかなりありますので、まず外付けのスピーカーについても十分検討をお願いしたいと思います。

それで、その中で高齢者世帯について、やはり高齢者世帯が増えていく中で、私も随分アナログ機についてはいろいろ話をしている中で、市へ要望をお願いして、そして、つけてもらっている世帯が本当に多いんですね。ですから、高齢者の方が自主的に、聞こえないというところを、もう面倒くせえからいいやという人、結構いるんですけど、その辺は、もっと市のほうが直接そういう高齢者福祉とも絡んで、高齢者世帯に対しては、積極的に設置をしていただきたいんですが、その辺の考えについてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。高齢者等、避難行動に時間を要する方たち、こちらの方たちについても、避難行動を速やかに促すよう配備を、重点的にこちら、高齢者支援課と共に進めてまいりたいというふうに考えます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） あとは、かつうらメイトとかができれば、できればって、私も入っていますが、やっぱり高齢者はスマホも、確かに教室やっていますけど、スマホが、ただ単に電話と、あとは家族とのやり取りだけしか使わない人も結構多いんですね。ですから、そこで、スマホがこの戸別受信機の代わりになるということも十分な周知をした上で、やっぱり戸別受信

機があるということは非常に助かりますので、その辺の、ぜひ、この1,500台以上になっても、やっていただけるようお願いをして終わりです。

○議長（佐藤啓史君） 次に、戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） 私も74号について、1つは、これまでの受信機の設置数、2つ目には、今回の機械の性能面の良くなった点、それから3つ目に、1,500台をこれからどういうふうに配置するんだというようなことを中心にお聞きしたいと思っていました。これまで3人の方の質問で、それらの答弁は全ていただいたというふうに確認をしましたので、私の質問はありません。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第74号は、総務文教常任委員会へ付託いたします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第75号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第76号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第77号 南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

これより質疑に入ります。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 私は議案77号 南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、質問させていただきます。

この説明につきましては、南房総広域水道企業団の解散に伴う事務継承等の決定方法を定めるため、本規約の一部を改正することについて関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めようとするものであるということであります。

まず初めに、南房総広域水道企業団の、そうなりますと、今後の姿というようなところの概要をお願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。窪田水道課長。

○水道課長（窪田 正君） お答えいたします。水道用水供給事業体であります南房総広域水道企業団ですけれども、現在、九十九里地域、南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合、こちらを令和8年4月1日に予定しております。これにより南房総広域水道企業団は令和8年3月31日に解散しまして、統合後は県企業局に新たに水道用水供給事業を設置しまして、県企業局が運営を行っていく計画となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） そうしますと、県企業局が行うということなんですけども、そうなりますと、この地域というのは、千葉県全体を網羅する県企業局なのか、地域なのかというのが1つと、もう一つは、夷隅郡市の広域水道、今回の広域化ということになってきますけども、ここの関わりについてお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。窪田水道課長。

○水道課長（窪田 正君） お答えいたします。将来的に千葉県で用水供給事業体を1つにまとめていこうと、こういった形の中での先行の取組としまして、九十九里地域、南房総地域の用水供給事業体と県営水道が統合する、いわゆるモデルケースですね、こういった形で統合の計画を進めているというところでありますので、将来的には用水供給事業として全部が1つになることを目的としておりますが、現段階では、この九十九里地域と南房総地域と県営水道、これの統合という形になります。

続きまして、夷隅郡の広域水道との関わりというところでありますけども、郡のほうは令和7年の4月1日に統合を予定しております。夷隅郡市広域市町村圏事務組合として経営していく形になりますけれども、こちらの水道事業のほうは給水事業体でありますので、従来同様に7年度は用水供給事業体であります南房総広域水道企業団から受水する形になりまして、8年度以降、先ほど申しました統合の計画がありますことから、新たに県企業局のほうから受水して加入者のほうにお届けすると、このような形でございます。

受水費の支払い先が変更という形になりますけども、従来の用水受水から加入者への配水につきまして、流れが特に変更が生じるものではございません。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第75号及び議案第76号は、総務文教常任委員会へ、議案第77号は、産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

請 願、陳 情 の 委 員 会 付 託

○議長（佐藤啓史君） 日程第2、請願、陳情の委員会付託であります。

今期定例会において受理した請願、陳情は、既にお手元へ配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたので、御報告いたします。

休 会 の 件

○議長（佐藤啓史君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明12月7日から12月11日までの5日間は、委員会審査等のため休会したいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、12月7日から12月11日までの5日間は、休会することに決しました。

12月12日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして、付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○議長（佐藤啓史君） 本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後3時36分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第62号～議案第77号の上程・質疑・委員会付託
1. 請願第3号、陳情第1号～陳情第4号の委員会付託
1. 休会の件